

経営規模等評価申請・総合評定値請求の手引き 経営事項審査

(紙申請・電子申請共通)

令和8年7月改正

V. 別添資料 目次

1. 記載要領

- 〔1〕 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 **P38~40**
建設業法施行規則別記様式第25の11 (20001帳票)
 - 〔2〕 利益額 (利払前税引前償却前利益) の決算期を変更した場合の記載例 **P41**
 - 〔3〕 工事種別完成工事高/工事種別元請完成工事高 **P42,43**
建設業法施行規則別記様式第25の11 別紙1 (20002帳票)
 - 〔4〕 工事種別完成工事高/工事種別元請完成工事高の記載例 **P44,45**
 - 1) 12箇月決算の場合
 - 2) 組織変更を行った場合
 - 3) 決算期を変更 (決算期が12箇月に満たない) した場合
 - 4) 新法人設立 (決算期未到来) の場合
 - 〔5〕 その他の審査項目 (社会性等) **P46,47**
建設業法施行規則別記様式第25の11 別紙3 (20004帳票)
 - 〔6〕 技術職員名簿 **P48**
建設業法施行規則別記様式第25の11 別紙2 (20005帳票)
 - 〔7〕 主な有資格区分コード表 (技術職員名簿) **P49~52**
 - 〔8〕 工事経歴書 **P53**
建設業法施行規則別記様式第2号
2. 経営事項審査チェックシート (紙申請) **P54~56**
経営事項審査チェックシート (電子申請) **P57~59**
3. 「確認書類」の作成にあたって (紙申請・電子申請共通) **P60~76**
4. 総合評定値 (P) の計算方法 **P77~91**

1. 記載要領

〔1〕建設業法施行規則別記様式第25の14(20001帳票)

経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

記載要領

- 「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、
「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、
「地方整備局長」「国土交通大臣」「般
北海道開発局長、知事」及び「特」については、不要のものを消すこと。
知事」
- 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記すること。
この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 太線の枠内には記入しないこと。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲建設工業□□のように左詰めで記入すること。
「大臣」
- 02「申請時の許可番号」の欄の「知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 03「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
- 04「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が平成15年3月31日であれば、15年03月31日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 05「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 06「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例)平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例)平成15年10月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1)合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成15年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で平成16年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2)申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成15年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により平成15年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例)平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成16年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例)平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（平成16年3月31日）より前の日（平成15年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを

記入すること。

- 10 〇 7 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
 「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15条に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 11 〇 8 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 12 〇 9 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例 〇 株 〇 甲 建設 〇
 乙 建設 〇 有 〇 〇)

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 13 1 〇 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
- 14 1 1 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 15 1 2 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 16 1 3 「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震 岡 関 2 〇 1 〇 1 〇 1 〇 〇 のように記入すること。
- 17 1 4 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば0 3 〇 5 2 5 3 〇 〇 8 1 1 1 〇 のように記入すること。
- 18 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 19 1 6 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあつては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。
- 20 1 7 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。
 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
 ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば 〇 〇 〇 〇 1 2 3 4 〇 〇 〇 のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。
- 21 1 8 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度

における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

22

1	9
---	---

 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

23

2	0
---	---

 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば

0	0	0	0	0	1
---	---	---	---	---	---

 のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表（1）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（2）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

[3]建設業法施行規則別記様式第25の14 別紙1 (20002帳票)

工事種類別完成工事高/工事種類別元請完成工事高

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
 - (1) 12か月ごとに決算を完結した場合
(例) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
自平成15年04月 ～ 至平成16年03月
 - (2) 6か月ごとに決算を完結した場合
(例) 平成15年10月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
自平成15年04月 ～ 至平成16年03月
 - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合
(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成15年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で平成16年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
自平成15年04月 ～ 至平成16年03月
(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成15年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により平成15年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
自平成15年01月 ～ 至平成15年12月
 - (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
(例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成16年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
自平成15年10月 ～ 至平成16年03月
 - (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
(例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（平成16年3月31日）より前の日（平成15年11月1日）に申請するとき
自平成15年10月 ～ 至平成00年00月
- 3 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。
ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。
- 4 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。
なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。
「完成工事高」の欄は、 で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。
ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土 木 一 式 工 事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機 械 器 具 設 置 工 事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼 構 造 物 工 事	210	熱 絶 縁 工 事
020	建 築 一 式 工 事	111	鋼 橋 上 部 工 事	220	電 気 通 信 工 事
030	大 工 工 事	120	鉄 筋 工 事	230	造 園 工 事
040	左 官 工 事	130	ほ 装 工 事	240	さ く 井 工 事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	し ゆ ん せ つ 工 事	250	建 具 工 事
051	法 面 処 理 工 事	150	板 金 工 事	260	水 道 施 設 工 事
060	石 工 事	160	ガ ラ ス 工 事	270	消 防 施 設 工 事
070	屋 根 工 事	170	塗 装 工 事	280	清 掃 施 設 工 事
080	電 気 工 事	180	防 水 工 事	290	解 体 工 事
090	管 工 事	190	内 装 仕 上 工 事		

5 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

6 「合計」の欄は、完成工事高においては、 及び に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE(施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。)に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

[4] 工事種別別完成工事高・工事種別別元請完成工事高の記載例

1) 12ヶ月決算の場合

(例) 計算基準の区分において「2年平均」を選択した場合

審査基準日 平成19年9月30日

		完成工事高	元請完成工事高
平成18年10月～平成19年9月 (12ヶ月)	5,000,000円、	3,000,000円 (内)	
平成17年10月～平成18年9月 (12ヶ月)	7,000,000円、	5,000,000円 (内)	

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自17年10月 至18年09月										審査対象事業年度 自18年10月 至19年09月		計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2.3年平均							
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月～ 年 月					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月														
業種コード 3190	完成工事高(千円) 00007000					元請完成工事高(千円) 00005000					完成工事高(千円) 00005000					元請完成工事高(千円) 00003000				
工事の種類 内装仕上 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表														

(例) 計算基準の区分において「3年平均」を選択した場合

審査基準日 平成19年9月30日

		完成工事高	元請完成工事高
平成18年10月～平成19年9月 (12ヶ月)	5,000,000円、	3,000,000円 (内)	
平成17年10月～平成18年9月 (12ヶ月)	7,000,000円、	5,000,000円 (内)	
平成16年10月～平成17年9月 (12ヶ月)	9,000,000円、	7,000,000円 (内)	

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度及び前々々審査対象事業年度 自16年10月 至18年09月										審査対象事業年度 自18年10月 至19年09月		計算基準の区分 2 (1.2年平均) 2.3年平均							
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 17年 10月～ 18年 9月					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 16年 10月～ 17年 9月														
業種コード 3190	完成工事高(千円) 00008000					元請完成工事高(千円) 00006000					完成工事高(千円) 00005000					元請完成工事高(千円) 00003000				
工事の種類 内装仕上 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表														

2) 組織変更を行った場合

審査基準日からさかのぼって2年以内又は3年以内に事業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革を有する者は、当該変更にかかわらず、変更前または変更後を通じた審査基準日の直前 2年又は直前 3年の各事業年度における完成工事高及び元請完成工事高を通算することができる。

(例) 特例有限会社 ⇒ 株式会社

3) 決算期を変更(決算期が12ヶ月に満たない)した場合

決算期を変更したため、審査基準日を含む決算期間が12ヶ月に満たない場合は、その前期(3年平均の場合は前々期)の完成工事高及び元請完成工事高と審査基準日を含む決算期の完成工事高及び元請完成工事高を合わせて24ヶ月(3年平均の場合は36ヶ月)になるように按分すること。

計算過程については、“余白”に記載すること。

(例) 計算基準の区分において「2年平均」を選択した場合

審査基準日 平成19年9月30日

		完成工事高	元請完成工事高
平成19年4月～平成19年9月 (6ヶ月)	5,000,000円、	3,000,000円 (内)	
平成18年4月～平成19年3月 (12ヶ月)	7,000,000円、	5,000,000円 (内)	
平成17年4月～平成18年3月 (12ヶ月)	9,000,000円、	7,000,000円 (内)	

項番 3 1 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 自 17 年 10 月 至 18 年 09 月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 17 年 10 月～ 18 年 9 月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月	審査対象事業年度 自 18 年 10 月 至 19 年 09 月 19 年 04 月～ 19 年 09 月 18 年 10 月～ 19 年 03 月	計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2.3年平均
業種コード 3 2 1 9 0 完成工事高(千円) 8 0 0 0 元請完成工事高(千円) 6 0 0 0 工事の種類 内装仕上 工事 完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 7,000×6/12=3,500 9,000×6/12=4,500 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 9,000×6/12=4,500 8,000×6/12=4,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 5,000×6/12=2,500 7,000×6/12=3,500 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 7,000×6/12=3,500 6,000×6/12=3,000	完成工事高(千円) 8 5 0 0 元請完成工事高(千円) 5 5 0 0 $5,000 \times 6/6 = 5,000$ $7,000 \times 6/12 = 3,500$ $3,000 \times 6/6 = 3,000$ $5,000 \times 6/12 = 2,500$

(例) 計算基準の区分において「3年平均」を選択した場合

審査基準日 平成19年9月30日

	完成工事高	元請完成工事高
平成19年4月～平成19年9月(6ヶ月)	5,000,000円、	3,000,000円(内)
平成18年4月～平成19年3月(12ヶ月)	7,000,000円、	5,000,000円(内)
平成17年4月～平成18年3月(12ヶ月)	9,000,000円、	7,000,000円(内)
平成16年4月～平成17年3月(12ヶ月)	8,000,000円、	6,000,000円(内)

項番 3 1 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 自 16 年 10 月 至 18 年 09 月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 18 年 04 月～ 18 年 09 月 17 年 10 月 18 年 03 月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 17 年 04 月～ 17 年 03 月 16 年 10 月 17 年 03 月	審査対象事業年度 自 18 年 10 月 至 19 年 09 月 19 年 04 月～ 19 年 09 月 18 年 10 月～ 19 年 03 月	計算基準の区分 2 (1.2年平均) 2.3年平均
業種コード 3 2 1 9 0 完成工事高(千円) 8 2 5 0 元請完成工事高(千円) 6 2 5 0 工事の種類 内装仕上 工事 完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 7,000×6/12=3,500 9,000×6/12=4,500 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 9,000×6/12=4,500 8,000×6/12=4,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 5,000×6/12=2,500 7,000×6/12=3,500 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 7,000×6/12=3,500 6,000×6/12=3,000	完成工事高(千円) 8 5 0 0 元請完成工事高(千円) 5 5 0 0 $5,000 \times 6/6 = 5,000$ $7,000 \times 6/12 = 3,500$ $3,000 \times 6/6 = 3,000$ $5,000 \times 6/12 = 2,500$

注意事項

企業会計原則では、決算日変更は期間比較を困難ならしめ、利害関係者の判断を誤らしめることとなるため、「正当な理由」がない限り不可としている(継続性の原則)。
 決算日変更を行う場合は、その理由、完成工事高の按分方法を明確にしておくこと。

4) 新法人設立(決算期未到来)の場合

(例)平成20年2月新法人設立(決算期未到来)

項番 3 1 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 自 00 年 00 月 至 00 年 00 月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月～ 年 月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月	審査対象事業年度 自 20 年 02 月 至 00 年 00 月 1 (1.2年平均) 2.3年平均
業種コード 3 2 1 9 0 完成工事高(千円) 0 元請完成工事高(千円) 0 工事の種類 内装仕上 工事 完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高(千円) 0 元請完成工事高(千円) 0 完成工事高(千円) 0 元請完成工事高(千円) 0

〔5〕建設業法施行規則別記様式第25の14 別紙3 (2004帳票)

その他の審査項目(社会性等)

記載要領

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 3 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 4 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 5 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 6 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となつた人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 7 「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。
- 8 「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この8において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であつた技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。
- 9 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（第1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（第2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（第3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。
- 10 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。
- 11 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 12 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負つた工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。

- 13 **5** **2** 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無」の欄は、建設技能者を大切にする企業の自主宣言を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を記入すること。
- 14 **5** **3** 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 15 **5** **4** 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 16 **5** **5** 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 17 **5** **6** 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 18 **5** **7** 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 19 **5** **8** 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っていない場合は「2」を、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 20 **5** **9** 「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。
- 21 **6** **0** 「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を超えないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。
- 22 **6** **1** 「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 23 **6** **2** 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。以下同じ。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの及び自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車、同令第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。
- 24 **6** **3** 「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、取得されていない場合は「2」を記入すること。
- 25 **6** **4** 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 26 **6** **5** 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合及び単位は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

〔6〕建設業法施行規則別記様式第25の14 別紙2（2005帳票）

技術職員名簿

記載要領

- この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする（法改正後の経過措置期間中（平成28年6月1日から3年間）は、「とび・土工工事業」及び「解体工事業」を申請した場合、「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術職員は双方を申請しても1の業種とみなす）。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、12枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゆんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。（主な有資格区分コード表参照）
- 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の6から第26条の8までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。

〔7〕 主な有資格区分コード表（技術職員名簿）

コード	資格区分	資格取得後、 ・指定学科卒業後、 ・合格後に必要な実務経験年数	級区分			加点となる 建設業の種類	必要な確認書類 ※ここに記載されているもの以外の 確認書類は、原則として認められ ません。	
			1級 (5点)	2級 (2点)	その他 (1点)			
建設業法	001	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）	大学・短大・高専卒：3年、高卒：5年 ※専門学校、大学院は該当しません。			○	実務経験のある業種	001及び002資格の技術職員名簿一覧表（35歳未満のみ記載）
	002	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	10年			○		
	003	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）				○	認定書記載の業種のみ	直近の大臣認定書 及び 監理技術者講習履歴がわかるもの
	004	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）				○	認定書記載の業種のみ	大臣認定書
	005	監理技術者補佐 ①主任技術者となる資格を有し、1級技士補である者 ・1級建設機械施工管理技士補 ・1級土木施工管理技士補 ・1級建築施工管理技士補 ・1級電気工事施工管理技士補 ・1級管工事施工管理技師補 ・1級電気通信工事施工管理技士補 ・1級造園施工管理技士補 ②監理技術者となる資格を有する者	監理技術者補佐の資格条件、 確認資料の詳細はホームページ掲載 の補定資料をご参照ください。			4点	監理技術者を補佐する者として 配置可能な業種のみ	①第一次検定の合格を証明する書面の写し及び主任技術者要件を満たしている事が確認できる資料（2級の合格証明書等） ②監理技術者要件を満たしている場合は、監理技術者資格者証又は監理技術者要件を満たしている事が確認できる資料
	111	1級建設機械施工管理技士				○	土とほ	合格証明書 (監理技術者資格者証は不可)
	212	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）				○	土とほ	
	113	1級土木施工管理技士				○	土と石鋼ほし塗水解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）	
			3年			○	左屋夕筋防絶井清	
	11H	1級土木施工管理技士補	3年			○	左と石屋夕筋し塗防絶井水清解	
	214	2級土木施工管理技士		土木		○	土と石鋼ほし水（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）	
			5年			○	左屋夕筋塗防絶井清	
	21J	2級土木施工管理技士補	5年	土木		○	左と石屋夕筋し塗防絶井水清解	
	215	2級土木施工管理技士	5年	鋼構造物塗装		○	塗	
	21K	2級土木施工管理技士補	5年	鋼構造物塗装		○	左と石屋夕筋し塗防絶井水清解	
	216	2級土木施工管理技士	5年	薬液注入		○	と	
	21L	2級土木施工管理技士補	5年	薬液注入		○	左と石屋夕筋し塗防絶井水清解	
	120	1級建築施工管理技士				○	建大左と石屋夕筋板力塗防内絶具（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）	
			3年			○	機水消清	
	12C	1級建築施工管理技士補	3年			○	大左と石屋夕筋板力塗防内機絶具水消清解	
	221	2級建築施工管理技士		建築		○	建解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）	
			5年			○	大左と石屋夕筋板力塗防内機絶具水消清	
	222	2級建築施工管理技士		躯体		○	大と夕鋼筋解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）	
			5年			○	左と石屋板力塗防内機絶具水消清	
	223	2級建築施工管理技士補		仕上げ		○	大左と石屋夕筋板力塗防内機絶具	
			5年			○	と筋機水消清解	
	22D	2級建築施工管理技士補	5年			○	大左と石屋夕筋板力塗防内機絶具水消清解	

	コード	資格区分	・資格取得後、 ・指定学科卒業後、 ・合格後に必要な実務経歴年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類 ※ここに記載されているもの以外の確認書類は、原則として認められません。
				1級(5点)	2級(2点)	その他(1点)		
建設業法	127	1級電気工事施工管理技士		○			電	
			3年			○	機消	
	12E	1級電気工事施工管理技士補	3年			○		
	228	2級電気工事施工管理技士			○		電	
			5年			○	機消	
	22F	2級電気工事施工管理技士補	5年			○		
	129	1級管工事施工管理技士		○			管	
			3年			○	筋し板機絶井具水消清	
	12G	1級管工事施工管理技士補	3年			○		
	230	2級管工事施工管理技士			○		管	
			5年			○	筋し板機絶井具水消清	
	23A	2級管工事施工管理技士補	5年			○		
	131	1級電気通信工事施工管理技士		○			通	
	232	2級電気通信工事施工管理技士			○		通	
	133	1級造園施工管理技士		○			園	
		3年			○	左と石屋夕筋し塗防絶井水消清		
13D	1級造園施工管理技士補	3年			○	解		
234	2級造園施工管理技士			○		園		
		5年			○	左と石屋夕筋し塗防絶井水消清		
23E	2級造園施工管理技士補	5年			○	解		
建築士法	137	1級建築士		○			建大屋夕鋼内	免許証
	238	2級建築士			○		建大屋夕内	
	239	木造建築士			○		大	
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）		○			士と電ほしゆ園解（ただし「解」については、解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習の受講が必要）	登録証 ※142、146、148、151、153、154を選択する場合は日本技術士会発行の登録等証明書も添付すること。
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		○			士と電鋼ほしゆ園解（ただし「解」については、解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習の受講が必要）	
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		○			土と	
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）		○			電通	
	145	機械・総合技術監理（機械）		○			機	
	146	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）【R1以降合格者については、機械「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」・総合技術監理（機械「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」）】		○			管機	
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）		○			管水	
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）		○			管井水	
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		○			土としゆ	
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）		○			園	
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		○			土と園	
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）		○			管	
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）		○			管水	
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）		○			管水清	

	コード	資格区分	資格取得後、 指定学科卒業後、 合格後に必要な実務経験年数	級区分			加点となる 建設業の種類	必要な確認書類 ※ここに記載されているもの以外の 確認書類は、原則として認められ ません。	
				1 級 (5 点)	2 級 (2 点)	その他 (1 点)			
電気 工事士法	155	第1種電気工事士		○			電	免状	
	256	第2種電気工事士	3年		○				
電気事業法	258	電気主任技術者（第1種～第3種）	5年		○		電	免状	
電気通信 事業法	259	電気通信主任技術者	5年		○		通	資格者証	
	235	工事担任者 ※1	3年		○		通		
水道法	265	給水装置工事主任技術者	1年		○		管	免状又は技術者証	
消 防 法	168	甲種 消防設備士		○			消	免状	
	169	乙種 消防設備士		○					
職業能力 開発促進法 ※職業能力 開発促進法 第2条の2 第1項第1 号のイに 規定する 者には1年 の修業期間 は1年	171	建築大工（1級）		○			大	合格証書	
	271	建築大工（2級）	3年		○				
	164	型枠施工（1級）		○			大と		
	264	型枠施工（2級）	3年		○				
	172	左官（1級）		○			左		
	272	左官（2級）	3年		○				
	157	とび・とび工（1級）		○			と解		
	257	とび・とび工（2級）	3年		○				
	173	コンクリート圧送施工（1級）		○			と		
	273	コンクリート圧送施工（2級）	3年		○				
	166	ウェルポイント施工（1級）		○					
	266	ウェルポイント施工（2級）	3年		○				
	174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（1級）		○					管
	274	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（2級）	3年		○				
	175	給排水衛生設備配管（1級）		○					
	275	給排水衛生設備配管（2級）	3年		○				
	176	配管・配管工（1級）		○					
	276	配管・配管工（2級）	3年		○				
	170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）		○			屋根板		
	270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）	3年		○				
	177	タイル張り・タイル張り工（1級）		○			タ		
	277	タイル張り・タイル張り工（2級）	3年		○				
	178	築炉・築炉工・れんが積み（1級）		○			タ		
	278	築炉・築炉工・れんが積み（2級）	3年		○				
	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）		○			石タ		
	279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（2級）	3年		○				
	180	石工・石材施工・石積み（1級）		○			石		
	280	石工・石材施工・石積み（2級）	3年		○				
	181	鉄工・製罐（1級）		○			鋼		
	281	鉄工・製罐（2級）	3年		○				
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）（注3）		○			筋		
	282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）（注3）	3年		○				
	183	工場板金（1級）		○			板		
	283	工場板金（2級）	3年		○				
	184	板金・建築板金・板金工（1級）（注4）		○			屋根板		
	284	板金・建築板金・板金工（2級）（注4）	3年		○				
	185	板金・板金工・打出し板金（1級）		○			板		
	285	板金・板金工・打出し板金（2級）	3年		○				
	186	かわらぶき・スレート施工（1級）		○			屋		
	286	かわらぶき・スレート施工（2級）	3年		○				
	187	ガラス施工（1級）		○			ガ		
	287	ガラス施工（2級）	3年		○				

〔8〕建設業法施行規則別記様式第2号

工事経歴書

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
- (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
 - ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

2. 経営事項審査 チェックシート

(1) 紙申請

1. 申請書類

- ※ 申請書類はすべて片面印刷としてください。
- ※ 1～6 は左上をホッチキスで綴じ、ホッチキスで綴じることができない場合は、左側（2穴）綴じ紐で綴じてください。
- ※ 7 は 1～6 の後ろに綴ってください。（ホッチキス等では綴じないでください。）

	1	<input type="checkbox"/>	様式第二十五号の十四 経営規模等評価申請書
	2	<input type="checkbox"/>	別紙一 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高
	3	<input type="checkbox"/>	別紙三 その他の審査項目（社会性等） ※令和8年7月1日以降の申請から様式が変わります
	4	<input type="checkbox"/>	別紙二 技術職員名簿
	5	<input type="checkbox"/>	経営状況分析結果通知書 【原本】
	6	<input type="checkbox"/>	委任状 【原本】
	7	<input type="checkbox"/>	経営事項審査 手数料（印紙） 貼付書 ※受審業種数に応じた金額が必ず確認して下さい。

2-1. 確認書類

- ※ 確認書類は返却しないためすべて写し（コピー）を提出してください。
- ※ 該当がないものは、提出不要です。（該当するものだけ提出してください。）
- ※ 単独決算か連結決算かの確認は、経営状況分析結果通知書にて確認してください。
- ※ 必要に応じて、これらの資料に加えて追加資料の提出を求める場合があります。
- ※ 詳細については、手引き（別添資料編P60-76）をご確認ください。

法人番号	1	<input type="checkbox"/>	法人番号指定通知書 または 国税庁法人番号公表サイトで確認した法人情報	
消費税関係	2	<input type="checkbox"/>	消費税確定申告書の控え および 添付書類（付表2など）	両方とも提出
		<input type="checkbox"/>	消費税納税証明書（その1）	
工事経歴書直3	3	<input type="checkbox"/>	工事経歴書（様式第2号） ※余白に業種と番号を記載すること	
		<input type="checkbox"/>	工事請負契約書 または 「注文書と注文請書のセット」 ※余白に業種と番号、変更契約している場合は各変更契約金額と最終請負代金を記載すること	
		<input type="checkbox"/>	直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）	
自己資本額	4	<input type="checkbox"/>	貸借対照表（様式第15号） ※基準決算の場合・・・単独決算の場合は添付不要。連結決算の場合は審査基準日分を添付。 ※二期平均の場合・・・単独決算・連結決算共に2期分を添付。	
利益額	5	<input type="checkbox"/>	損益計算書（様式第16号）	
		<input type="checkbox"/>	法人税確定申告書（別表十六（一）及び（二）他 ※単独決算の場合・・・審査基準日分の損益計算書のみ添付。 ※連結決算の場合・・・損益計算書と法人税確定申告書等どちらも2期分を添付。	
常勤性の証明 雇用期間の証明 ※余白に技術職員名簿の「頁一通番」を記載すること	6	①掲載される全員分を添付（どちらかを添付）		
		<input type="checkbox"/>	健康保険及び厚生年金保険にかかる標準報酬の決定を通知する書面	どちらか1つ
		<input type="checkbox"/>	住民税特別徴収税額を通知する書面	
		②新規掲載者（上記①のほかに、どちらかを添付）		
		<input type="checkbox"/>	雇用保険被保険者資格取得確認通知書	どちらか1つ
		<input type="checkbox"/>	所属企業の雇用証明書の写し（氏名、生年月日、雇用年月日が記載されていること）	
		③継続雇用制度の適用を受けている者（①②の他に両方とも添付）		
		<input type="checkbox"/>	様式第3号「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」	両方とも提出
		<input type="checkbox"/>	継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則	
		④出向者		
<input type="checkbox"/>	出向協定書			
<input type="checkbox"/>	出向証明書 （出向協定書で、出向期間、出向者の身分保障及び指揮監督権について、出向者の給与支払い及び社会保険料負担、出向料について確認できない場合提出）			

技術職員の資格等の証明 ※余白に技術職員名簿の「頁一通番」を記載すること	7	①前回申請時から資格が変更となる技術職員が一人もない場合	<input type="checkbox"/> 技術職員名簿の有資格区分変更等申出書（「資格を変更していない」に✓を付し提出）		
		②前回申請時から資格が変更又は業種の追加となる技術職員が一人以上いる場合（新規掲載者は除く）	<input type="checkbox"/> 技術職員名簿の有資格区分変更等申出書（「資格を変更しました」に✓を付し、技術職員を記入して提出）	両方とも提出	
		<input type="checkbox"/> 検定もしくは試験の合格証等の写し			
		③新規掲載者	<input type="checkbox"/> 検定もしくは試験の合格証等の写し		
		④35歳未満で001, 002及び099資格で申請する技術者	<input type="checkbox"/> 001, 002及び099（学校教育法による所定学科を納めた専門学校卒業者）資格の技術職員名簿一覧表		
		<input type="checkbox"/> 高度専門士・専門士の称号が確認できる証明書			
		⑤講習受講「1」の技術者	<input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証 および 講習修了証 ※講習受講「1」は毎年提出すること		
建退共	8	<input type="checkbox"/> 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査申請用）			
退職一時金制度 企業年金制度	9	退職一時金制度導入	<input type="checkbox"/> 中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面	どれか1つ	
		<input type="checkbox"/> 特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面			
		<input type="checkbox"/> 労働基準監督署の受付印のある就業規則又は労働協約（退職金に関する規定部分も含めて提出）			
		企業年金制度導入	<input type="checkbox"/> 厚生年金基金への加入を証明する書面		
		<input type="checkbox"/> 適格退職年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面			
		<input type="checkbox"/> 確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面			
		<input type="checkbox"/> 資産管理運用機関との間の契約書			
法定外労災補償	10	<input type="checkbox"/> （公財）建設業福祉共済団への加入を証明する書面	どれか1つ		
		<input type="checkbox"/> （一社）全国建設業労災互助会への加入を証明する書面			
		<input type="checkbox"/> （一社）全国労働保険事務組合連合会への加入を証明する書面			
		<input type="checkbox"/> 中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者の、労働災害補償制度への加入を証明する書面			
		<input type="checkbox"/> 労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券又は加入を証明する書面（のいずれか）			
CPD ※余白に技術職員名簿等の通番を記載すること	11	<input type="checkbox"/> 様式第4号「CPD単位を取得した技術職員名簿」			
		<input type="checkbox"/> 各認定団体発行のCPD単位を取得を証する書面			
		<input type="checkbox"/> 常勤性の確認資料			
技能レベル向上 ※余白に技術職員名簿等の通番を記載すること	12	<input type="checkbox"/> 様式第5号「技能者名簿」			
		<input type="checkbox"/> 能力評価（レベル判定）結果通知書			
		<input type="checkbox"/> 常勤性の確認資料			
		<input type="checkbox"/> 審査基準日時点で稼働している工事の施工体制台帳の作業員名簿（または、これに準じるもの）			
WLB	13	<input type="checkbox"/> 審査基準日時点で有効な「基準適合一般事業主認定通知書等」認定を受けていることを証する書面			
		<input type="checkbox"/> 審査基準日以降に取り消しまたは辞退した場合は、そのことを証明する書面 ※該当する場合のみ			
CCUS	14	<input type="checkbox"/> 様式第6号「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」			
職人いきいき宣言 (R8.7.1申請から追加)	15	<input type="checkbox"/> 様式第7号「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書及び宣言していることを証する書面（「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言」）			
		<input type="checkbox"/> 建設技能者を大切にせる企業の自主宣言書			
民事再生法 会社更生法	16	<input type="checkbox"/> 「再生手続又は更生手続開始決定日」、「再生計画又は更生計画認可日」及び「再生手続又は更生手続終結決定日」を確認することができる書類の写し			
防災協定	17	<input type="checkbox"/> 国、特殊法人または地方公共団体との防災協定書	どちらか		
		<input type="checkbox"/> 加入証明書 および 活動内容が確認できるもの（協定書・活動計画書等）			
営業停止 指示処分	18	<input type="checkbox"/> 営業停止命令書または指示書			

監査の受審	19	1. 会計監査人の設置		どれか1つ
		<input type="checkbox"/>	有価証券報告書 もしくは 監査証明書	
		2. 会計参与の設置		
		<input type="checkbox"/>	会計参与報告書	
公認会計士等の数 1・2級登録経理試験 合格者 ※余白に経理士の通 番等を記載すること	20	3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出		
		<input type="checkbox"/>	建設業の経理実務の責任者が「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自らの署名を付したものの	
		<input type="checkbox"/>	公認会計士法第28条に規定する研修の受講を証明する書面	
		<input type="checkbox"/>	所属する税理士会が認定する研修の受講を証明する書面	
		<input type="checkbox"/>	登録経理試験に合格した年度の翌年度から5年を経過していない合格を証明する書面	
研究開発費	21	<input type="checkbox"/>	登録経理講習を受講した年度の翌年度から5年を経過していない受講を証明する書面	
		<input type="checkbox"/>	常勤性の確認資料	
建設機械 ※余白に保有状況一 覧表のナンバーを記 載すること	22	<input type="checkbox"/>	注記表（様式第17号の2）を2期分	
		<input type="checkbox"/>	建設機械の保有状況一覧表	
		<input type="checkbox"/>	売買契約書またはリース契約書 （メーカー側からの販売証明書等（＝製造番号がわかるもの）でも可） ※前回受審時に評価対象となった「所有」の建設機械については省略可	
		<input type="checkbox"/>	特定自主検査記録表 または 自動車検査証 または 移動式クレーン検査証 （電子車検証の場合は、電子車検証と自動車検査証記録事項をセットにして添付すること）	
ISO等	23	<input type="checkbox"/>	カタログ ※前回受審時に評価対象となった場合は省略可	
		<input type="checkbox"/>	エコアクション21の認証を証明する書類と付属書	
		<input type="checkbox"/>	ISO9001 または ISO14001の登録証と付属書	

(2)電子申請

- ※ 確認書類はすべてPDFにして添付してください。
- ※ 該当がないものは、提出不要です。(該当するものだけ提出してください。)
- ※ 単独決算か連結決算かの確認は、経営状況分析結果通知書にて確認してください。
- ※ 必要に応じて、これらの資料に加えて追加資料の提出を求める場合があります。
- ※ 詳細については、手引き(別添資料編P60-76)をご確認ください。

				J C I P上の添付箇所
	0	<input type="checkbox"/>	経営状況分析結果通知書【原本】 ※ 認証キーを入力した場合は添付不要	その他添付ファイル
	0	<input type="checkbox"/>	経営事項審査 手数料(印紙) 貼付書 ※ Pay-easyで支払う場合は添付不要	申請受付後の納付指示に従うこと
法人番号	1	<input type="checkbox"/>	法人番号指定通知書 または 国税庁法人番号公表サイトで確認した法人情報	その他添付ファイル
消費税関係	2	<input type="checkbox"/>	消費税確定申告書の控え および 添付書類(付表2など)	
		<input type="checkbox"/>	消費税納税証明書(その1) ※ e-Taxで申請している場合は添付不要	
工事経歴書直3	3	<input type="checkbox"/>	工事経歴書(様式第2号) ※余白に業種と番号を記載すること ※ J C I Pで決算変更届を提出している場合は添付不要	
		<input type="checkbox"/>	工事請負契約書 または「注文書と注文請書のセット」 ※余白に業種と番号、変更契約している場合は各変更契約金額と最終請負代金を記載すること	
		<input type="checkbox"/>	直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号) ※ J C I Pで決算変更届を提出している場合は添付不要	
自己資本額	4	<input type="checkbox"/>	貸借対照表(様式第15号) ●基準決算の場合…単独決算の場合は添付不要。連結決算の場合は審査基準日分を添付。 … J C I Pで決算変更届を提出している場合は添付不要	第25号の14 経営規模等評価申請書・総合評価値請求書
		<input type="checkbox"/>	●二期平均の場合…決算変更届を紙で提出した場合、2期分を添付。 …決算変更届を J C I Pで提出した場合は添付不要	
利益額	5	<input type="checkbox"/>	損益計算書(様式第16号) ※単独決算の場合…審査基準日分のみ添付 ※連結決算の場合…2期分を添付 ※ J C I Pで決算変更届を提出している場合は添付不要	その他添付ファイル
		<input type="checkbox"/>	法人税確定申告書(別表十六(一)及び(二)他) ※単独決算の場合…添付不要 ※連結決算の場合…2期分を添付	その他添付ファイル (単独決算の場合、「法人税確定申告書(別表十六(一)及び(二)他)」の添付箇所には「添付省略様式」を添付) ※「添付省略様式」は様式集に有
常勤性の証明 雇用期間の証明 ※余白に技術職員名簿の「頁一通番」を記載すること	6	①掲載される全員分を添付(どちらかを添付)		別紙2 技術職員名簿
		<input type="checkbox"/>	健康保険及び厚生年金保険にかかる標準報酬の決定を通知する書面	
		<input type="checkbox"/>	住民税特別徴収税額を通知する書面	
		②新規掲載者(上記①のほかに、どちらかを添付)		その他添付ファイル
		<input type="checkbox"/>	雇用保険被保険者資格取得確認通知書	
		<input type="checkbox"/>	所属企業の雇用証明書の写し(氏名、生年月日、雇用年月日が記載されていること)	
③継続雇用制度の適用を受けている者(①②の他に両方とも添付)		別紙2 技術職員名簿		
<input type="checkbox"/>	継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則			
④出向者		別紙2 技術職員名簿		
<input type="checkbox"/>	出向協定書			
<input type="checkbox"/>	出向証明書 (出向協定書で、出向期間、出向者の身分保障及び指揮監督権について、出向者の給与支払い及び社会保険料負担、出向料について確認できない場合提出)			
技術職員の資格等の証明	7	①前回申請時から資格が変更となる技術職員が一人もいない場合		その他添付ファイル
		<input type="checkbox"/>	技術職員名簿の有資格区分変更等申出書 (「資格を変更していない」に✓を付し提出)	

技術職員の資格等の証明 ※余白に技術職員名簿の「頁一通番」を記載すること	7	②前回申請時から資格が変更又は業種の追加となる技術職員が一人以上いる場合 (新規掲載者は除く)		両方とも提出	その他添付ファイル
		<input type="checkbox"/>	技術職員名簿の有資格区分変更等申出書 (「資格を変更しました」に✓を付し、技術職員を記入して提出)		別紙2 技術職員名簿
		<input type="checkbox"/>	検定もしくは試験の合格証等の写し ※資格番号等(10桁)を入力し、資格の確認ができた場合は添付不要。		
		③新規掲載者			
		<input type="checkbox"/>	検定もしくは試験の合格証等の写し ※資格番号等(10桁)を入力し、資格の確認ができた場合は添付不要。		
		④35歳未満で001,002及び099資格で申請する技術者			
		<input type="checkbox"/>	001,002及び099(学校教育法による所定学科を納めた専門学校卒業生)資格の技術職員名簿一覧表		
<input type="checkbox"/>	高度専門士・専門士の称号が確認できる証明書				
⑤講習受講「1」の技術者					
<input type="checkbox"/>	監理技術者資格者証 および 講習修了証 ※講習受講「1」は毎年提出すること ※監理技術者資格者証交付番号を入力し、講習受講の確認ができた場合は、添付不要				
建退共	8	<input type="checkbox"/>	建設業退職金共済事業加入・履行証明書(経営事項審査申請用)		
退職一時金制度 企業年金制度	9	退職一時金制度導入		どれか1つ	
		<input type="checkbox"/>	中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面		
		<input type="checkbox"/>	特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面		
		<input type="checkbox"/>	労働基準監督署の受付印のある就業規則又は労働協約 (退職金に関する規定部分も含めて提出すること)		
		企業年金制度導入			
		<input type="checkbox"/>	厚生年金基金への加入を証明する書面		
		<input type="checkbox"/>	適格退職金年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する 確定拠出年金への加入を証明する書面		
<input type="checkbox"/>	確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金 への加入を証明する書面				
<input type="checkbox"/>	資産管理運用機関との間の契約書				
法定外労災補償	10	<input type="checkbox"/>	(公財)建設業福祉共済団への加入を証明する書面	どれか1つ	
		<input type="checkbox"/>	(一社)全国建設業労災互助会への加入を証明する書面		
		<input type="checkbox"/>	(一社)全国労働保険事務組合連合会への加入を証明する書面		
		<input type="checkbox"/>	中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者の、労働災害 補償制度への加入を証明する書面		
		<input type="checkbox"/>	労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券 又は加入を証明する書面(のいずれか)		
若年技術職員 新規若年技術職員					「若年技術職員の継続的な育成及び確保の該当有を確認する資料」「新規若年技術職員の育成及び確保の該当有を確認する資料」の添付箇所には「添付省略様式」を添付) ※「添付省略様式」は様式集に有
CPD ※余白に技術職員名簿等の通番を記載すること	11	<input type="checkbox"/>	各認定団体発行のCPD単位を取得を証する書面		別紙3 その他の審査項目(社会性等)
		<input type="checkbox"/>	常勤性の確認資料		CPD単位を取得した技術者名簿
技能レベル向上 ※余白に技術職員名簿等の通番を記載すること	12	<input type="checkbox"/>	能力評価(レベル判定)結果通知書		別紙3 その他の審査項目(社会性等)
		<input type="checkbox"/>	常勤性の確認資料		
		<input type="checkbox"/>	審査基準日時点で稼働しているすべての工事の施工体制台帳の 作業員名簿(または、これに準ずるもの)		技能者名簿

WLB	13	<input type="checkbox"/>	審査基準日時点で有効な「基準適合一般事業主認定通知書等」認定を受けていることを証する書面	別紙3 その他の審査項目(社会性等)
		<input type="checkbox"/>	能力評価(レベル判定)結果通知書	
CCUS	14	<input type="checkbox"/>	様式第6号「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書
職人いきいき宣言 (R8.7.1申請から追加)	15	<input type="checkbox"/>	様式第7号「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書及び宣言していることを証する書面(「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言」)	
		<input type="checkbox"/>	建設技能者を大切にせる企業の自主宣言書	
民事再生法 会社更生法	16	<input type="checkbox"/>	「再生手続又は更生手続開始決定日」、「再生計画又は更生計画認可日」及び「再生手続又は更生手続終結決定日」を確認することができる書類の写し	
防災協定	17	<input type="checkbox"/>	国、特殊法人または地方公共団体との防災協定書	どちらか
		<input type="checkbox"/>	加入証明書 および 活動内容が確認できるもの(協定書・活動計画書等)	
営業停止 指示処分	18	<input type="checkbox"/>	営業停止命令書または指示書	
監査の受審	19	1. 会計監査人の設置		どれか 1つ
		<input type="checkbox"/>	有価証券報告書 もしくは 監査証明書	
		2. 会計参与の設置		
		<input type="checkbox"/>	会計参与報告書	
		3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出		
		<input type="checkbox"/>	建設業の経理実務の責任者のうち次に該当する者が「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自らの署名を付したのもの	
公認会計士等の数 1・2級登録経理試験 合格者 ※余白に経理士の通 番等を記載すること	20	<input type="checkbox"/>	公認会計士法第28条に規定する研修の受講を証明する書面	別紙3 その他の審査項目(社会性等)
		<input type="checkbox"/>	所属する税理士会が認定する研修の受講を証明する書面	
		<input type="checkbox"/>	登録経理試験に合格した年度の翌年度から5年を経過していない合格を証明する書面 ※合格証明番号を入力した場合は添付不要。	
		<input type="checkbox"/>	登録経理講習を受講した年度の翌年度から5年を経過していない受講を証明する書面 ※合格証明番号を入力した場合は添付不要。	
		<input type="checkbox"/>	常勤性の確認資料	
研究開発費	21	<input type="checkbox"/>	注記表(様式第17号の2)を2期分	
建設機械 ※余白に保有状況一 覧表のナンバーを記 載すること	22	<input type="checkbox"/>	建設機械の保有状況一覧表	すべて
		<input type="checkbox"/>	売買契約書またはリース契約書 (メーカー側からの販売証明書等(=製造番号がわかるもの)でも可) ※前回受審時に評価対象となった「所有」の建設機械については省略可	
		<input type="checkbox"/>	特定自主検査記録表 または 自動車検査証 または 移動式クレーン検査証 (電子車検査の場合は、電子車検査証と自動車検査証記録事項をセットにして添付すること)	
		<input type="checkbox"/>	カタログ ※前回受審時に評価対象となった場合は省略可	
ISO等	23	<input type="checkbox"/>	エコアクション21の認証を証明する書類と付属書	
		<input type="checkbox"/>	ISO9001 または ISO14001の登録証と付属書	

3. 「確認書類」の作成にあたって（紙申請・電子申請共通）

関東地方整備局管内の国土交通大臣許可業者が経営事項審査を受ける場合は、申請書等（経営規模等評価申請書、別紙一、別紙二及び別紙三他）、添付書類（工事経歴書）と併せて『確認書類』を提出してください。**書類の不足や内容に不明確、不鮮明なものがある場合、再度資料要求等を行う事になり審査が長期化する場合がありますので、ご注意ください。**

なお、この確認書類の種類等については、関東地方整備局管内の大臣許可業者を対象としたものであり、各都県知事許可業者については、当該各都県の担当部局あてに確認してください。

* 確認書類は、全部で **23** 種類に分類されます。該当するものだけを提出してください。（申請内容によっては提出不要な書類も含まれています。）

* **確認書類は返却しないため、原本ではなくすべて写し（コピー）したものを提出**してください。（コピーするときは、なるべく両面コピー（長辺とじ）としてください。）

* 提出された確認書類は、関東地方整備局にて溶解処理を行います。

* 電子申請をする場合は、**【電子申請の場合】**に記載されている内容を確認し、添付してください。

● 経営状況分析結果通知書（申請書の添付書類）

□ 経営状況分析結果通知書

・ **紙で申請をする場合は、申請書に原本を添付**すること。（手引きP6を参照）

【電子申請の場合】 ・ J C I Pで**認証キー**を入力していない場合は、経営状況分析結果通知書をPDFにして添付すること。J C I Pで**認証キー**を入力した場合は、PDFの添付は不要。

● 経営事項審査 手数料（印紙）貼付書（申請書の添付書類）

□ 経営事項審査 手数料（印紙）貼付書

・ **紙で申請をする場合は、申請書に原本を添付**すること。（手引きP6を参照）

【電子申請の場合】 ・ J C I Pで申請し、Pay-easy（電子納付）をしない場合は、**収入印紙を貼り付ける台紙をシステムから出力**し、審査手数料分の収入印紙を貼り付けて郵送等で提出すること。
※ システムから出力した台紙には、申請番号や許可番号、（申請手数料の）合計などが記載されている。
※ **システムから出力した台紙以外の場合、電子申請の手数料と確認できない場合があるので、必ずシステムから出力した台紙を使用**すること。
・ 郵送等で提出の場合は、**必ず記録の残る配達方法で提出**すること。
・ 審査手数料の納付期間は標準審査期間に含まれないため、**納付に時間がかかると結果通知までに時間を要する**場合がある。

〔1〕法人番号

□ 法人番号指定通知書 または 国税庁法人番号公表サイトで確認した法人情報

- ・平成 27 年 10 月以降に国税庁長官より通知されたものを提出すること。
 - ・法人番号指定通知書の写しが添付できない場合は、国税庁法人番号公表サイトで確認した法人情報（事業所名称、法人番号、所在地が掲載されたもの）の画面を印刷したものを提出すること。
- ※ 国税庁法人番号公表サイト アドレス：<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

【電子申請の場合】 ・PDFにして添付すること。

〔2〕消費税関係

□ 消費税確定申告書の控え および 添付書類（付表2など）

□ 消費税納税証明書（その1）

- ・確定申告書の申告者控えを提出すること。（**税務署の受付印は不要**）
- ・納税証明書は、審査基準日を含む審査対象事業年度のもので、発行後3ヶ月以内のものを提出。
- ・電子納税証明書（PDF形式）の場合は、税務署（国税局）から電子データで発行されたPDFを印刷して提出すること。
- ・**前年度、経営事項審査を受審していない場合は前年度分とあわせて2期分提出すること。**ただし、前年度に他地方整備局や知事許可で経審を受審している場合は、審査対象事業年度分のみを提出。
- ・免税事業者については提出不要。

【電子申請の場合】 ・PDFにして添付すること。
・消費税納税証明書（その1）は、e-Taxで申請している場合は添付不要。（納税情報取得機能を利用するため）

〔3〕工事経歴書 / 直3（＝直前3年の各事業年度における工事施工金額）

□ 工事経歴書（様式第2号）

□ 工事請負契約書 または 「注文書と注文請書のセット」

□ 直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）

【電子申請の場合】 ・決算変更届を紙で提出した場合は、提出した決算変更届をPDFにして添付。
・決算変更届をJCIPで提出した場合（状態が【確認待】でも可）は、「工事経歴書」と「直前3年～」のみ添付不要。工事請負契約書または「注文書と注文請書のセット」はPDFにして添付。

【工事経歴書と工事請負契約書等】

- ・**前年度、経営事項審査を受けていない場合は前審査対象事業年度分とあわせて2期（または、3期）分提出すること。**ただし、前年度に他地方整備局や知事許可で経審を受審している場合

は、審査対象事業年度分のみを提出。

- ・ 工事経歴書は、請負代金額の大きい順に上から3件が記載されているページと合計額が記載されているページを提出すること。
- ・ 工事請負契約書等は、工事経歴書に記載されている工事のうち、業種ごとに**元請下請の分けなく請負代金（工事進行基準を採用している場合は、完成工事高）の大きい順に3件**提出すること。なお、工事経歴書に記載されている件数が3件に満たない場合は、その全てを添付すること。
- ・ 工事経歴書の記載方法は、P26～28を参照のこと。
- ・ 契約書類は、業種ごとに工事経歴書に記載されている順番に揃えて提出すること。
- ・ 当初契約後、請負代金または工期に係る変更契約を締結している場合（＝変更契約）は当該変更契約書もあわせて提出すること。**変更契約している場合は、合計額がわかりやすいように本契約書（＝当初契約書）の余白に各変更契約金額を記載し、最終合計額（税抜き）についても記載すること。**
- ・ 提出する契約書には、工事名称、工事場所、工期、請負代金額、契約締結日、発注者名および請負者名が記載されている部分を提出すること。（これ以外の部分については提出不要。）
- ・ 電子商取引（＝電子契約）を適用している工事は、上記各項目（工事名称等）が確認できる部分を印刷して提出すること。電子契約については、「電磁的措置による建設工事の請負契約の締結に係るガイドライン（令和7年9月30日）」を参照すること。
- ・ 注文書および請書の場合は、注文書と請書をセット（一対）として提出すること。
- ・ JVで受注している場合は、出資比率を確認するためJVの協定書も提出すること。
- ・ 注文者や工事名に個人の氏名が特定されるような記載はしないこと。
- ・ 契約書類に記載されている工期が「別途お打ち合わせの通り」などとなっている場合、工期が確認できないので、**工期が確認できる書類も添付すること。**
- ・ **工事経歴書と工事請負契約書等の写しには、余白に業種と番号を記入すること。**
（例） 土木一式工事の工事で請負金額が3番目に大きい契約書 **「土-3」**
- ・ 契約書類が添付されておらず、「請求書」や「振込み金額が確認できる明細」などを添付されているケースが多々見受けられるが、**請求書等では確認書類として認めていない。**

【直前3年の各事業年度における工事施工金額】

- ・ 3期分（審査対象事業年度、前審査対象事業年度、前々審査対象事業年度）を記載すること。
- ・ 許可業種ごとに元請、下請の別まで詳細に記載すること。

〔4〕 自己資本額

□ 貸借対照表（様式第15号）

- ・ 基準決算の場合・・・単独決算の場合は添付不要。連結決算の場合は審査基準日分を添付。
- ・ 2期平均の場合・・・単独決算・連結決算共に**2期分**を添付。
- ・ 単独決算か連結決算かは、経営状況分析結果通知書で確認すること。

【電子申請の場合】

- ・ 基準決算の場合・・・PDFにして添付すること。決算変更届をJCIPで提出した場合（状態が【確認待】でも可）は、添付不要。
- ・ 2期平均の場合・・・**2期分**をPDFにして添付。決算変更届をJCIPで提出した場合（状態が【確認待】でも可）は、添付不要。

〔5〕利益額

- 損益計算書（様式第16号）
- 法人税確定申告書（別表十六（一） および （二） 他）

- ・ 単独決算の場合・・・審査基準日分の損益計算書のみ提出すること。
- ・ 連結決算の場合・・・（損益計算書と法人税確定申告書等どちらの書類も）**2期分**を提出すること。
※ 単独決算か連結決算かは、経営状況分析結果通知書で確認すること。
- ・ 決算期の変更をして換算処理をしている場合、経営状況分析結果通知書に参考値が記載されていても損益計算書等を提出すること。
- ・ 減価償却実施額に計上した金額を確認するため、**法人税確定申告書の計上した金額欄にマーカーを引き、余白に計算メモを記載**すること。

【電子申請の場合】

- ・ 単独決算の場合・・・PDFにして添付すること。決算変更届をJCI Pで提出した場合（状態が【確認待】でも可）は、添付不要。
- ・ 連結決算の場合・・・決算変更届と法人税確定申告書等どちらの書類も、**2期分**をPDFにして添付すること。決算変更届をJCI Pで提出した場合（状態が【確認待】でも可）は、損益計算書のみ添付不要。法人税確定申告書等はPDFにして添付。

〔6〕常勤性の証明 / 雇用期間の証明

① 技術職員名簿等に掲載されている全員分添付（次のうちどちらかを添付）

- 健康保険及び厚生年金保険にかかる標準報酬の決定を通知する書面
- 住民税特別徴収税額を通知する書面

・ **技術職員は、6ヶ月を超える恒常的な雇用関係**（6ヶ月と1日以前から雇用されている）があり、かつ、**雇用期間を特に限定することなく常時雇用**された者を指す。また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下の者に限る。）については、**雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者**とみなす。

※ 労務者、アルバイト、パート、嘱託等は技術職員名簿に記載できない。

・ 労働の対価である収入が一定金額以下である技術者等については、雇用関係の状況を確認するため別途、就業規則や勤務実態が確認できる書類の提出を求める場合がある。

・ 次の名簿等に記載されている者は①を提出すること。

- 別紙2「技術職員名簿」に記載されている者
- 別紙3「その他の審査項目（社会性等）」の【項番59,60】に計上されている者
- 様式第4号「CPD単位を取得した技術職員名簿」に記載されている者
- 様式第5号「技能者名簿」に記載されている者

・ 経審を受審する上で対象としない者の情報は黒塗り等の措置をし、表示しないこと。

・ **対象者の情報（適用年月日、標準報酬決定額税額等）は必ず表示**すること。対象者の必要な情報が塗りつぶされている場合は、黒塗りしていない資料の再提出を求める場合がある。

・ **余白に技術職員名簿等の通番を記載**すること。

（例） 1-15, 2-8, 3-6, 20-1, 経-2, 経-5, C-3, 技-4 等

- ・それぞれの通知に関する算定基準日以降に入社した等の理由で当該通知書に氏名の記載がない者については、その者に関する届出等の書面を提出すること。
 (例) 社会保険に係る「標準報酬決定」の基準日である7月1日以降に入社した者は、「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」などを提出すること。
- ・健康保険及び厚生年金保険を別々に加入されている場合は、どちらか一方を提出すること。
- ・組合管掌健康保険（もしくは日本年金機構年金事務所等でも可）に一括証明された証明書については、①の代替書類として取り扱う。関東地方整備局HPの様式集に参考様式あり。
- ・確認資料は、すべて審査基準日の直前に発行、作成されたものを提出すること。
- ・代替書類の一括証明された証明書については、審査基準日以降に発行されたものを提出すること。

【後期高齢者医療制度対象者の常勤性】

- ・次の書類を提出することで常勤性の確認を行う。（次のどちらかを添付）
 - 住民税特別徴収額通知書（徴収義務者用）（写）
 - 厚生年金保険 70歳以上被用者該当・不該当届（写）
- ・役員の場合は、次の書類も可。
 - 確定申告書（表紙と役員報酬明細（写））

【電子申請の場合】 ・該当する書類をPDFにして添付すること。

② 新規掲載者（①の他、該当する者は次のうちどちらか添付）

- 雇用保険被保険者資格取得確認通知書
- 所属企業の雇用証明書の写し（氏名、生年月日、雇用年月日が記載されていること）

- ・技術職員名簿で新規掲載者欄に○がついている者は、①の他に②も提出すること。
 なお、技術者（様式第4号に新規で掲載された者）や技能者（様式第5号に新規で掲載された者）についても、新規で掲載している場合は②の書類を提出すること。
- ・以下の書類で、申請会社名及び資格取得日の記載があるものは、②の代替書類として取扱う。
 - 「健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」
 - 「健康保険組合発行の加入証明書」や「健康保険組合に一括証明された証明書」（いずれも審査基準日以降に発行されたもの）
 ※一括証明書は、関東地方整備局HPの様式集に参考様式あり。
 - 「（厚生年金）被保険者記録照会回答票」
- ・①と同様に余白に技術職員名簿等の頁－通番等を記載すること。

【電子申請の場合】 ・PDFにして添付すること。

③ 継続雇用制度の適用を受けている者（①と②の他に、両方とも添付）

- 様式第3号「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」
- 継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則

- ・就業規則に定められた定年年齢を過ぎた技術者については、③の資料を提出すること。
- ・様式第3号「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」には、定年を過ぎた技術者は全て（65歳以下の者に限る）記載し、役員・再雇用等の別について記載すること。
- ・常時10名以上の労働者を使用する事業場については、労働基準監督署の受付印のある就業規

則を提出すること。

- 【電子申請の場合】
- ・ J C I Pで作成すること。
 - ・ 就業規則の写しをPDFにして添付。

④出向者

- 出向協定書
- 出向証明書

- ・ 出向先で常勤であれば出向先の職員として評価の対象となる。
出向元では評価の対象にはならないので注意すること。（**二重で計上しないよう注意**）
- ・ 出向者については、技術職員名簿の通番の左横に「出向」と分かるように記載すること。
- ・ ①と同様に余白に技術職員名簿等の通番等を記載すること。
- ・ 出向協定書、出向証明書（＝出向元が証明したものに限り）には、次の内容が定められている必要がある。
 - 出向期間（6ヶ月を超える常勤性が確認できる）
 - 出向者の身分保障及び指揮監督権について
 - 出向者への給与支払い及び社会保険料負担、出向料について
- ・ 出向協定書で上記が確認できる場合は、出向協定書のみ提出すること。
※ 上記以外の内容についても、別途確認する場合もある。

- 【電子申請の場合】
- ・ 必要書類をPDFにして添付すること。

〔7〕技術職員の資格等の証明

① 前回申請時から資格が変更となる技術職員が一人もいない場合

- 技術職員名簿の有資格区分変更者等申出書

- ・ 技術職員名簿の有資格区分等申出書に「前回申請時から、有資格区分の変更は行っていません」にチェックを入れて提出すること。参考様式については、関東地方整備局HPの経営事項審査ページに掲載。
 - ・ **資格に関する確認資料（合格証等）に有効期限がなく、前回の申請時と変更がない技術職員については、確認資料の提出は不要。**（有効期限のある「基幹技能者」、「地滑り防止工事」、「大臣認定者」については、毎回確認資料の提出が必要。）
- ※前年度他地整や都道府県で経審を受けている場合、前年度提出した技術職員名簿を確認書類に添付すること。また、前年度申請時と変更がない技術職員については資格等の証明は提出不要

- 【電子申請の場合】
- ・ ファイル名を「**有資格区分申出書**」としPDFにして添付すること。
 - ・ J C I P内の「**その他添付ファイル**」の部分に添付すること。

② 前回申請時から資格が変更又は業種の追加となる技術職員が一人以上いる場合（新規掲載者は除く）

- 検定 もしくは 試験の合格証等

技術職員名簿の有資格区分変更者等申出書（前回から資格を変更した技術職員のみ記載）

- ・添付する確認資料（合格証等）には、余白に技術職員名簿の通番を記載すること。
- ・合格証明書のみでは、合格日が審査基準日以前かどうか確認できない場合は、追加で合格通知書を求める場合がある。
- ・合格証等は、技術職員ごとに①合格証等、②監理技術者資格者証、③監理技術者講習修了証をまとめて、技術職員名簿の順番に並べて提出すること。（②と③は、講習受講「1」の場合、毎年添付すること。）

【電子申請の場合】

◇検定もしくは試験の合格証

- ・PDFにして添付すること。
- ・資格番号等（10桁）を入力し、資格の確認ができた場合は、添付不要。（バックヤード連携で資格の確認ができない場合は、添付が必要です。）
- ※ 技術検定証明書を添付する資格は別添資料P49～52で確認すること。

◇技術職員名簿の有資格区分変更者等申出書

- ・ファイル名を「有資格区分申出書」としPDFにして添付すること。
- ・JCI P内の「その他添付ファイル」の部分に添付すること。

③ 新規掲載者

検定 もしくは 試験の合格証等

- ・建設業法に基づく技術検定またはその他の法令に基づく試験等の合格者については、合格証の写しを提出すること
- ・添付する確認資料（合格証等）には、余白に技術職員名簿の通番を記載すること。
- ・合格証明書のみでは、合格日が審査基準日以前かどうか確認できない場合は、追加で合格通知書を求める場合がある。
- ・合格証等は、技術職員ごとに①合格証等、②監理技術者資格者証、③監理技術者講習修了証をまとめて、技術職員名簿の順番に並べて提出すること。（②と③は、講習受講「1」の場合、毎年添付すること。）

【電子申請の場合】

- ・PDFにして添付すること。
- ・資格番号等（10桁）を入力し、資格の確認ができた場合は、添付不要。（バックヤード連携で資格の確認ができない場合は、添付が必要。）
- ※ 技術検定証明書を添付する資格は別添資料P49～52で確認すること。

④ 35歳未満で001,002及び099資格で申請する技術者

- 001、002及び099（学校教育法による所定学科を納めた専門学校卒業生）資格の技術職員名簿一覧表
- 高度専門士・専門士の称号が確認できる証明書

- 【電子申請の場合】 ・PDFにして添付すること。

有資格区分コード	資格区分
001	建設業法第7条第2号イ該当 ※大学院は該当しない
002	建設業法第7条第2号ロ該当
099	建設業法第7条第2号ハ該当（下記のどちらかに該当） <ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育法による専修学校の専門課程（専門学校）を卒業し、かつ、指定学科を修めた者で専門士又は高度専門士を称し、評価を受けようとする建設業に関して3年以上の実務経験を有する者 ※ 高度専門士・専門士の称号が確認できる証明書の提出が必要 ● 学校教育法による専修学校の専門課程（専門学校）を卒業し、かつ、指定学科を修めた者で、評価を受けようとする建設業に関して5年以上の実務経験を有する者

- ・ 001、002 及び 099（学校教育法による所定学科を修めた専門学校卒業者）資格の技術職員名簿一覧表の作成については、手引きP24の記入例も参考とすること。
- ・ **指定学科でない学科での申請が多数見受けられる。指定学科卒業であるか必ず確認をしてから申請すること。**
- ・ 指定学科に確認する場合は、関東地方整備局建設産業第一課（経営事項審査担当）へ問い合わせること。（確認には時間を要するため余裕を持って確認依頼をすること。）
- ・ **類似学科でも指定学科として認められないケースがあるため注意すること。**
- ・ 建設業法第7条第2号ハ該当の専修学校専門課程（＝専門学校）については、文部科学省のHPにある「専修学校一覧」に記載されている学校が該当する。

指定学科一覧 ※類似学科でも指定学科として認められないケースがあるため注意すること

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地または造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学または交通工学に関する学科
舗装工事業	
建築工事業	建築学または都市工学に関する学科
大工工事業	
ガラス工事業	
内装仕上工事業	
左官工事業	
とび・土工事業	土木工学または建築学に関する学科
石工事業	
屋根工事業	
タイル・れんが・ブロック工事業	
塗装工事業	
解体工事業	
電気工事業	電気工学または電気通信工学に関する学科
電気通信工事業	
管工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学または衛生工学に関する学科

水道施設工事業	
清掃施設工事業	
鋼構造物工事業	土木工学、建築学又または機械工学に関する学科
鉄筋工事業	
しゅんせつ工事業	土木工学または機械工学に関する学科
板金工事業	建築学または機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学または建築学に関する学科
機械器具設置工事業	建築学、機械工学または電気工学に関する学科
消防施設工事業	
熱絶縁工事業	土木工学、建築学または機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学または林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学または衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学または機械工学に関する学科

⑤ 講習受講「1」の技術者

□ 監理技術者資格者証 および 講習修了証

- ・講習受講「1」の技術者は、申請するたび（毎年受審するのであれば、毎年）監理技術者資格者証と講習修了証を提出すること。
- ・次のすべての要件を満たしていると加対象となる。
 - 建設業法第15条第2号イに該当していること。（1級国家資格相当であること。）
 - 監理技術者資格者証（初回交付日が審査基準日より前で、有効期限が審査基準日より後）の交付を受けていること。
 - 講習修了した日が審査基準日以前の日付で、かつ、審査基準日が講習修了した日の属する年の翌年から5年以内に含まれていること。
- ・監理技術者資格者証と講習修了証は、縮小コピーはしないこと。
- ・監理技術者資格者証と講習修了証のコピーが不鮮明で記載内容が読み取れない場合や要件を満たしていない場合、**補正の連絡なく講習受講「2」とする場合がある**ため、提出する書類については記載内容が判読できる、鮮明なものを提出すること。
- ・余白に技術職員名簿等の通番を記載すること。

【電子申請の場合】

- ・PDFにして添付すること。
- ・監理技術者資格者証交付番号を入力し、講習受講の確認ができた場合は、添付不要。（バックヤード連携で確認できない場合は、添付が必要）。

〔8〕 建退共

□ 建設業退職金共済事業 加入・履行証明書（経営事項審査申請用）

- ・勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部（建設業退職金教唆事業本部）又は建設業退

職金共済事業本部の各都道府県支部の発行する**加入・履行証明（経営事項審査申請用）**を提出すること。

【電子申請の場合】 ・PDFにして添付すること。

〔9〕退職一時金制度 / 企業年金制度

【退職一時金制度】

- 中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面
- 特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面
- 就業規則（労働基準監督署の受付印のあるもの）または 労働協約

【企業年金制度】

- 厚生年金基金への加入を証明する書面
- 適格退職年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面
- 確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面
- 資産管理運用機関との間の契約書

- ・退職金一時金制度の対象は、中小企業退職金共済に加入している場合に準じて、期間雇用に係る労働者、使用期間中の労働者その他これらに類する者を除いて、原則として、**建設業に従事する全ての従業員を対象としていることが必要**である。
- ・退職一時金制度と企業年金制度の7つのうち、どれか1つに加入していれば加点対象となる。
- ・加入を証明する書面等については、**審査基準日時点において当該制度に加入していることが証明できるもの**とすること。
- ・「就業規則 または 労働協約」を退職一時金制度の確認資料とする場合、**必ず退職金に関する規定部分を含めて提出**すること。（「就業規則 または 労働協約」の有無を確認しているのではなく、あくまでも規則や協約の中で退職金に関する規定が整備されているか否かを確認するため。）
- ・中小企業退職金共済制度には、「中小企業退職金共済制度（＝中退共制度）」と「特定業種退職金共済制度」の2種類があり、**「中小企業退職金共済制度（＝中退共制度）」に加入している場合は評価対象、「特定業種退職金共済制度」に加入している場合は、評価対象外**となる。（独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で締結されている退職金共済契約が「特定業種退職金共済制度」である場合は評価対象外。）

【電子申請の場合】 ・PDFにして添付すること。

〔10〕法定外労災補償

- （公財）建設業福祉共済団への加入を証明する書面
- （一社）全国建設業労災互助会への加入を証明する書面
- （一社）全国労働保険事務組合連合会への加入を証明する書面
- 中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者の、労働災害補償制度への加入を証明する書面
- 労働災害総合保険 もしくは 準記名式の普通傷害保険の保険証券又は加入を証明する書面

- ・ 次の要件を**すべて満たしていれば評価対象**となる。
 - ア) 業務災害と通勤（出退勤）災害のいずれも対象となっていること。
 - イ) 死亡および労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までを補償していること。
 - ウ) 直接使用関係にある職員および下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員のすべてを対象としていること。
 - エ) 施工する全ての工事（共同企業体および海外工事は除く）を補償していること。
- ・ 確認資料として提出する加入証明書または保険証券は、**上記の要件を満たしていることが確認できる箇所にマーカー等**をすること。
- ・ **審査基準日を含む月が保険期間（もしくは補償期間）**となっている加入証明書または保険証券を提出すること。

【電子申請の場合】 ・ PDFにして添付すること。

〔11〕CPD単位取得

- 様式第4号「CPD単位を取得した技術職員名簿」
- CPD認定団体によるCPD単位取得数を証明する書面

- ・ 上記の書類のほか、**「6.常勤性を確認する書類 ① ②」についても提出**すること。
- ・ CPD単位取得期間は審査対象事業年度（審査基準日から過去1年間）となるため、提出する確認資料は記載される**CPD取得期間は審査対象事業年度と揃えること**。
- ・ 取得したCPD単位をそのまま記載するのではなく、手引きP22に記載されている計算式で算出すること。
- ・ CPD単位取得数を証明する書面の**余白に技術職員名簿等の通番を記載**すること。
 (例) 1-15, 2-8, 3-6, 20-1, C-3, 技-4 等
- ・ 技術職員が複数の認定団体においてCPD単位を取得している場合は、1つの団体のみ申請が可能。1人の技術職員が複数の団体で取得したCPD単位を合算しての申請は認めない。
- ・ 各技術者が申請できるCPD単位取得数の**上限は30**とする。
- ・ 様式第4号には、技術職員名簿に記載された技術職員は記載しないこと。
- ・ 様式第4号に記載できるのは、別紙二「技術職員名簿」の掲載者以外のCPD単位取得者で、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補について記載する（受審業種対象外の技術者など）。記載要件は、審査基準日時点で6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（技術職員名簿に記載できる方と同じ）が対象。
- ・ 様式第4号については、該当者がいない場合は省略可。
- ・ 手引きP22, 23についても確認すること。

【電子申請の場合】

- ・ 「CPD単位を取得した技術職員名簿」はCPD単位を取得した技術職員が、技術職員名簿に記載されている方**のみ**の場合は作成不要。
- ・ CPD単位を取得した技術職員が、技術職員名簿に記載された技術職員**以外**も対象の場合はJCI Pにて作成し添付すること。

〔12〕技能レベル向上

- 様式第5号「技能者名簿」
- 能力評価（レベル判定）結果通知書
- 審査基準日時点で稼働している工事の施工体制台帳の作業員名簿（それに準じるもの）

- ・上記の書類のほか、「6.常勤性を確認する書類 ① ②」についても提出すること。
- ・技能者とは審査基準日から過去3年間に建設工事の施工に従事した者で、監理技術者や主任技術者と言った建設工事の監理のみに従事した者は除く。
- ・「レベル向上」とは審査基準以前3年間にレベルが1以上（レベル1からレベル2へ等）レベルアップすること。（レベル1と判定された者は含まない。レベル1から1以上レベルアップすること。）
- ・「控除対象」とは、審査基準日から3年以上前にレベル4となった者のこと。
- ・CCUSカードを持っているが、レベル判定されていない（能力評価（レベル判定）結果通知書が発行されていない）場合は評価対象外となる。
- ・作業員名簿は、審査基準日において施工中（稼働中）のものすべてを提出すること。
- ・作業員名簿には「氏名、生年月日、年齢、職種」が記載されていること。
- ・手引きP14についても確認すること。

【電子申請の場合】 ・「技能者名簿」はシステムで作成し、それ以外の書類はPDFにして添付すること。

〔13〕WLB（ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みの状況）

- 審査基準日時点で有効な「基準適合一般事業主認定通知書等」認定を受けていることを証する書面

- ・審査基準日以前に認定を取得していること。
- ・審査基準日以降に取り消し または 辞退があった場合は、そのことを証する書類もあわせて提出すること。
- ・複数の認定を取得している場合、最も配点の高いものが評価対象となる。
（例）建設会社が次の3つの認定を取得している場合、「プラチナえるぼし（5点）」が評価対象となる。

- ア) プラチナえるぼし : 5点
- イ) トライくるみん : 3点
- ウ) ユースエール : 4点

【電子申請の場合】 ・PDFにして添付すること。

〔14〕CCUS（建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況）

- 様式第6号「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」

- ・加点となるのは、次の①と②の要件をともに満たしている場合。
- ① 審査基準日以前1年のうち、発注者から直接請け負った審査対象工事において、

- ② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施しており、別記様式第6号に掲げる誓約書を提出していること
- ※詳細は、「(補足)建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況について」を参照してください。

【電子申請の場合】 ・PDFにして添付すること。

〔15〕職人いきいき宣言（建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無）

- 様式第7号「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書
- 宣言していることを証する書面（「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言」）

- ・ 加点となるのは、審査基準日以前に自主宣言制度の宣言を行い、次の①又は②の要件を満たしている場合。
- ① 審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、取組開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う場合
- ② 審査基準日時点で取組開始日が到来している者において、当該自主宣言の取り組みを行っている場合

※宣言立場が「元請事業者」又は「下請事業者」の場合のみ加点（「発注者」の立場での宣言は加点対象外）

【電子申請の場合】 ・PDFにして添付すること。

〔16〕民事再生法 / 会社更生法

- 「再生手続又は更生手続開始決定日」、「再生計画又は更生計画認可日」及び「再生手続又は更生手続終結決定日」を確認することができる書類

- ・ 法的整理（民事再生法、会社更生法）の申立を平成23年4月1日以降に行い、手続き開始の決定を受けた申請者が対象となる。
- ・ 再生（更生）期間の開始日は、民事再生手続または会社更生手続の開始決定日、再生（更生）期間の修了日は、民事再生手続または会社更生手続の終結決定日となる。
- ・ 再生（更生）期間終了後は、【項番53 営業年数】の評価がゼロ年からスタートとなる。

【電子申請の場合】 ・PDFにして添付すること。

〔17〕防災協定

- 国、特殊法人または地方公共団体との防災協定書
- 加入証明書 および 活動内容が確認できるもの（協定書・活動計画書等）

- ・ 申請者が国、特殊法人等または地方公共団体と直接防災協定等を締結している場合は、防災協定のみ提出すること。
- ・ 申請者が加入している団体等が国、特殊法人等または地方公共団体と防災協定等を締結している場合は、次の確認資料を提出すること。
 - ア) 加入証明書（審査基準日時点で加入している事が確認できるもの）

- イ) 当該団体等が国等と締結している防災協定書や活動計画書等
- ・特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項（詳細については同法施行令第1条を参照）に規定する特殊法人等をいう。
- ・防災協定の活動内容については、別途確認する場合がある。

【電子申請の場合】 ・PDFにして添付すること。

〔18〕 営業停止 / 指示処分

□ 営業停止命令書 または 指示書

- ・営業停止処分および指示処分は、建設業法第28条に基づく監督処分であり、「行政指導（勧告等）」および発注者が行う「指名停止等措置」は該当しない。
- ・対象期間は、審査対象事業年度の1年間の状況。

【電子申請の場合】 ・PDFにして添付すること。

〔19〕 監査の受審状況

- 有価証券報告書 もしくは 監査証明書 （1.会計監査人の設置）
- 会計参与報告書 （2.会計参与の設置）
- 建設業経理実務の責任者が「様式第2号 経理処理の適性を確認した旨の書類」に自ら署名を付したものを（3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出）

- ・有価証券報告書もしくは監査証明書については、**無限定適正意見または限定付適正意見**が付されているもの以外は評価対象とはならない。
- ・建設業経理実務の責任者となりうるのは【項番59 公認会計士等の数】に計上した要件を満たす者であり、【項番60 二級登録経理試験合格者等の数】に計上された者の署名では評価対象とはならない。
- ・「様式第2号 経理処理の適正を確認した旨の書類」については、手引き本編P16～19を参照し、「建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目」の内容を十分確認した上で提出すること。

【電子申請の場合】 ・PDFにして添付すること。

〔20〕 公認会計士等の数 / 1・2級登録経理試験合格者

- 公認会計士法第28条に規定する研修の受講を証明する書面 （公認会計士）
- 所属する税理士会が認定する研修の受講を証明する書面 （税理士）
- 登録経理試験に合格した年度の翌年度から5年を経過していない合格を証明する書面
- 登録経理講習に受講した年度の翌年度から5年を経過していない受講を証明する書面

- ・上記の書類のほか、「6.常勤性を確認する書類 ①」についても提出すること。
- ・1級と2級の登録経理試験に合格している場合はどちらか1つのみ申請可能。

【電子申請の場合】・PDFにして添付すること。

- ・1・2級登録経理試験合格者については、合格番号を入力した場合は、資格を証明する資料は添付不要。
(バックヤード連携で確認できない場合は、添付が必要)。

〔21〕研究開発費

□ 注記表(様式第17号の2) ※2期分

- ・加点対象となるのは、**会計監査人設置会社に限定**されている。
(【項番58 監査の状況】で「1.会計監査人の設置」を選択している場合に限る。)
- ・確認資料である**注記表は、建設業法施行規則にて定められた様式(様式第17号の2)を提出**すること。

【電子申請の場合】・PDFにして添付すること。

〔22〕建設機械

- 建設機械の保有状況一覧表
- 売買契約書 または リース契約書
(ダンプ車を含む全ての建設機械で添付が必要)
(譲渡証明、販売証明、請書、保険証券、市区町村の受付印のある償却資産(固定資産)申告書及び種類別明細書など、所有の確認ができるものでも可)
- 特定自主検査記録表または自動車検査証 または 移動式クレーン検査証
(電子車検査証の場合は、電子車検査証と自動車検査証記録事項をセットにして添付すること)
- カタログ

【電子申請の場合】・PDFにして添付すること。

★ 建設機械として加点対象となるのは次に限る。

No.	建設機械の区分	
1	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーンまたはパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
2	ブルドーザー	自重が3トン以上のもの
3	トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
4	モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの
5	ダンプ車	ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ 土砂等の運搬に供されるもの
6	移動式クレーン	つり上げ荷重が3トン以上のもの
7	高所作業車	作業床の高さ2メートル以上のもの
8	締固め用機械	ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、 ハンドガイドローラー

9	解体用機械	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機
10	アスファルト・フィニッシャ	道路舗装等に供される大型特殊自動車
11	不整地運搬車	労働安全衛生法施行令第13条第3項第33号に掲げるもので土砂の運搬等に供されるもの

- ・ **建設機械の保有状況一覧表（参考様式あり）を作成し、添付すること。**
- ・ 建設機械の保有状況一覧の記載順に1台の建設機械ごとに契約書からカタログをセットにして添付すること。
- ・ 売買契約書またはリース契約書がない場合は、譲渡証明、販売証明、請書、保険証券、市区町村の受付印のある償却資産（固定資産）申告書及び種類別明細書など所有の確認ができるものを添付すること。
- ・ リース契約の場合、審査基準日から1年7ヶ月以上の契約期間を有するものが加点対象となる。
ただし、審査基準日から1年7ヶ月未満の契約期間の場合は「建設機械のリースに関する申出書」を提出することにより加点対象とする。
- ・ 前回受審時に評価対象となった「所有」の建設機械については、売買契約書（又は販売証明書等）は省略可。リースの場合は毎年リース契約書等を添付すること。
- ・ カタログは、当該建設機械の全体像及び型式が確認できるものを抜粋し、提出すること。ただし、前回受審時に評価対象となった建設機械はカタログは省略可。
- ・ **加点対象となる建設機械は15台まで。**【項番62 建設機械の所有及びリース台数】に15台以上記載した場合は、**記載した台数全ての確認書類を提出**すること。
- ・ 「特定自主検査記録表 または 自動車検査証 または 移動式クレーン検査証」については、以下のとおり提出すること。

建設機械の区分		提出する確認資料
① ショベル系掘削機	⑧ 高所作業車	労働安全衛生法に基づく「特定自主検査記録表」
② ブルドーザー	⑨ 締固め用機械	
③ トラクターショベル	⑩ 解体用機械	
④ モーターグレーダー	⑪ 不整地運搬車	
⑤ ダンプ車		道路運送車両法に基づく「自動車検査証」
⑥ アスファルト・フィニッシャ		
⑦ 移動式クレーン		労働安全衛生法に基づく「製造時等検査証」又は「移動式クレーン検査証」

※ 労働安全衛生法施行令に規定される建設機械において、経営事項審査で加点対象となる建設機械は特定自主検査を受ける必要があると定められているもの。

※ 解体用機械について、ベースマシンに解体用アタッチメントを装着し解体用機械として使用しているときに、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合は重複して加点しない。

※ ダンプ車について、自動車検査証の備考欄に「積載物、土砂等以外のものとする」等と記載がある場合は、加点対象とはならない。また、ダンプ車は自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」、「ダンプセミトレーラ」と記載されていること。自動車検査証記録事項の代わりに、登録事項等証明書でも可。

※ **検査証等は審査基準日直前に実施された有効期限内**（実施から1年以内）を提出すること。

〔23〕 ISO等

□ エコアクション21の認証を証明する書類と付属書

(一般財団法人持続性推進機構による認証)

□ ISO9001 または ISO14001の登録証と付属書

- ・ 認証範囲に建設業が含まれていること、建設業法上の営業所が全て含まれていることが必要である。このため、建設業法上の営業所全てが記載された付属書も提出すること。(認証範囲に建設業が含まれていない場合や一部の支店等に限られている場合は加算対象外。)
- ・ 登録内容が確認できない場合は、付属書やサイト詳細情報、認証機関へ提出している手順書(の組織図)等も提出すること。(それでも確認できない場合は、ISO審査機関に直接確認する場合がある。)
- ・ 審査基準日が有効期限内であること。
- ・ ISO14001が登録(5点)され、とエコアクション21(3点)も認証されている場合は合算せず、ISO14001の5点のみ加算される。

【電子申請の場合】 ・ PDFにして添付すること。

4 総合評定値(P)の計算方法

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25(X_1) + 0.15(X_2) + 0.20(Y) + 0.25(Z) + 0.15(W)$$

※小数点以下の端数がある場合は、これを四捨五入する。

[1] X₁ (工事種類別年間平均完成工事高)

■許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点

▼X₁の評点は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、建設業の種類毎に直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を選択することはできず、すべて同一の方法によらなければならない。

(表1)

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別 年間平均完成工事高	評点
(1)	1,000億円以上	2,309
(2)	800億円以上 1,000億円未満	114 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000,000 + 1,739
(3)	600億円以上 800億円未満	101 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000,000 + 1,791
(4)	500億円以上 600億円未満	88 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,566
(5)	400億円以上 500億円未満	89 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,561
(6)	300億円以上 400億円未満	89 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,561
(7)	250億円以上 300億円未満	75 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,378
(8)	200億円以上 250億円未満	76 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,373
(9)	150億円以上 200億円未満	76 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,373
(10)	120億円以上 150億円未満	64 × (年間平均完成工事高) ÷ 3,000,000 + 1,281
(11)	100億円以上 120億円未満	62 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,165
(12)	80億円以上 100億円未満	64 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,155
(13)	60億円以上 80億円未満	50 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,211
(14)	50億円以上 60億円未満	51 × (年間平均完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,055
(15)	40億円以上 50億円未満	51 × (年間平均完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,055
(16)	30億円以上 40億円未満	50 × (年間平均完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,059
(17)	25億円以上 30億円未満	51 × (年間平均完成工事高) ÷ 500,000 + 903
(18)	20億円以上 25億円未満	39 × (年間平均完成工事高) ÷ 500,000 + 963
(19)	15億円以上 20億円未満	36 × (年間平均完成工事高) ÷ 500,000 + 975
(20)	12億円以上 15億円未満	38 × (年間平均完成工事高) ÷ 300,000 + 893
(21)	10億円以上 12億円未満	39 × (年間平均完成工事高) ÷ 200,000 + 811
(22)	8億円以上 10億円未満	38 × (年間平均完成工事高) ÷ 200,000 + 816
(23)	6億円以上 8億円未満	25 × (年間平均完成工事高) ÷ 200,000 + 868
(24)	5億円以上 6億円未満	25 × (年間平均完成工事高) ÷ 100,000 + 793
(25)	4億円以上 5億円未満	34 × (年間平均完成工事高) ÷ 100,000 + 748
(26)	3億円以上 4億円未満	42 × (年間平均完成工事高) ÷ 100,000 + 716
(27)	2億5,000万円以上 3億円未満	24 × (年間平均完成工事高) ÷ 50,000 + 698
(28)	2億円以上 2億5,000万円未満	28 × (年間平均完成工事高) ÷ 50,000 + 678
(29)	1億5,000万円以上 2億円未満	34 × (年間平均完成工事高) ÷ 50,000 + 654
(30)	1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	26 × (年間平均完成工事高) ÷ 30,000 + 626
(31)	1億円以上 1億2,000万円未満	19 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000 + 616
(32)	8,000万円以上 1億円未満	22 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000 + 601
(33)	6,000万円以上 8,000万円未満	28 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000 + 577
(34)	5,000万円以上 6,000万円未満	16 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 565
(35)	4,000万円以上 5,000万円未満	19 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 550
(36)	3,000万円以上 4,000万円未満	24 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 530
(37)	2,500万円以上 3,000万円未満	13 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000 + 524
(38)	2,000万円以上 2,500万円未満	16 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000 + 509
(39)	1,500万円以上 2,000万円未満	20 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000 + 493
(40)	1,200万円以上 1,500万円未満	14 × (年間平均完成工事高) ÷ 3,000 + 483
(41)	1,000万円以上 1,200万円未満	11 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000 + 473
(42)	1,000万円未満	131 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 397

注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

② X₂ (自己資本額及び利益額)

■自己資本額及び平均利益額に係る評点

X₂の評点は、自己資本額の点数(X₂₁)及び平均利益額の点数(X₂₂)の合計点数を2で除した数値(小数点以下切り捨て)として求める。

計算式: X₂評点 = { 自己資本額の点数(X₂₁) + 平均利益額の点数(X₂₂) } ÷ 2

注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(1)自己資本額(X₂₁)

▼自己資本額の点数(X₂₁)は、自己資本の額(=純資産合計の額)又は平均自己資本額(2期平均)を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、自己資本の額が0円に満たない場合は0円とみなす。

(表2)

区分	自己資本の額又は平均自己資本額		点 数
(1)	3,000億円以上		2114
(2)	2,500億円以上	3,000億円未満	63 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 + 1,736
(3)	2,000億円以上	2,500億円未満	73 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 + 1,686
(4)	1,500億円以上	2,000億円未満	91 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 + 1,614
(5)	1,200億円以上	1,500億円未満	66 × (自己資本額) ÷ 30,000,000 + 1,557
(6)	1,000億円以上	1,200億円未満	53 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 + 1,503
(7)	800億円以上	1,000億円未満	61 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 + 1,463
(8)	600億円以上	800億円未満	75 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 + 1,407
(9)	500億円以上	600億円未満	46 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 + 1,356
(10)	400億円以上	500億円未満	53 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 + 1,321
(11)	300億円以上	400億円未満	66 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 + 1,269
(12)	250億円以上	300億円未満	39 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 + 1,233
(13)	200億円以上	250億円未満	47 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 + 1,193
(14)	150億円以上	200億円未満	57 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 + 1,153
(15)	120億円以上	150億円未満	42 × (自己資本額) ÷ 3,000,000 + 1,114
(16)	100億円以上	120億円未満	33 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 + 1,084
(17)	80億円以上	100億円未満	39 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 + 1,054
(18)	60億円以上	80億円未満	47 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 + 1,022
(19)	50億円以上	60億円未満	29 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 + 989
(20)	40億円以上	50億円未満	34 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 + 964
(21)	30億円以上	40億円未満	41 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 + 936
(22)	25億円以上	30億円未満	25 × (自己資本額) ÷ 500,000 + 909
(23)	20億円以上	25億円未満	29 × (自己資本額) ÷ 500,000 + 889
(24)	15億円以上	20億円未満	36 × (自己資本額) ÷ 500,000 + 861
(25)	12億円以上	15億円未満	27 × (自己資本額) ÷ 300,000 + 834
(26)	10億円以上	12億円未満	21 × (自己資本額) ÷ 200,000 + 816
(27)	8億円以上	10億円未満	24 × (自己資本額) ÷ 200,000 + 801
(28)	6億円以上	8億円未満	30 × (自己資本額) ÷ 200,000 + 777
(29)	5億円以上	6億円未満	18 × (自己資本額) ÷ 100,000 + 759
(30)	4億円以上	5億円未満	21 × (自己資本額) ÷ 100,000 + 744
(31)	3億円以上	4億円未満	27 × (自己資本額) ÷ 100,000 + 720
(32)	2億5,000万円以上	3億円未満	15 × (自己資本額) ÷ 50,000 + 711
(33)	2億円以上	2億5,000万円未満	19 × (自己資本額) ÷ 50,000 + 691
(34)	1億5,000万円以上	2億円未満	23 × (自己資本額) ÷ 50,000 + 675
(35)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	16 × (自己資本額) ÷ 30,000 + 664
(36)	1億円以上	1億2,000万円未満	13 × (自己資本額) ÷ 20,000 + 650
(37)	8,000万円以上	1億円未満	16 × (自己資本額) ÷ 20,000 + 635
(38)	6,000万円以上	8,000万円未満	19 × (自己資本額) ÷ 20,000 + 623
(39)	5,000万円以上	6,000万円未満	11 × (自己資本額) ÷ 10,000 + 614
(40)	4,000万円以上	5,000万円未満	14 × (自己資本額) ÷ 10,000 + 599
(41)	3,000万円以上	4,000万円未満	16 × (自己資本額) ÷ 10,000 + 591
(42)	2,500万円以上	3,000万円未満	10 × (自己資本額) ÷ 5,000 + 579
(43)	2,000万円以上	2,500万円未満	12 × (自己資本額) ÷ 5,000 + 569
(44)	1,500万円以上	2,000万円未満	14 × (自己資本額) ÷ 5,000 + 561
(45)	1,200万円以上	1,500万円未満	11 × (自己資本額) ÷ 3,000 + 548
(46)	1,000万円以上	1,200万円未満	8 × (自己資本額) ÷ 2,000 + 544
(47)	1,000万円未満		223 × (自己資本額) ÷ 10,000 + 361

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(2)平均利益額(X₂₂)

▼平均利益額の点数(X₂₂)は、利払前税引前償却前利益(営業利益+減価償却実施額)の2年平均の額を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、利払前税引前償却前利益の平均の額が0円に満たない場合は、0円とみなす。

(表 3)

区分	平均利益額		点 数
(1)	300億円以上		2447
(2)	250億円以上	300億円未満	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
(3)	200億円以上	250億円未満	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
(4)	150億円以上	200億円未満	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
(5)	120億円以上	150億円未満	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
(6)	100億円以上	120億円未満	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
(7)	80億円以上	100億円未満	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
(8)	60億円以上	80億円未満	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
(9)	50億円以上	60億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
(10)	40億円以上	50億円未満	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
(11)	30億円以上	40億円未満	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
(12)	25億円以上	30億円未満	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
(13)	20億円以上	25億円未満	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
(14)	15億円以上	20億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
(15)	12億円以上	15億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
(16)	10億円以上	12億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
(17)	8億円以上	10億円未満	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
(18)	6億円以上	8億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
(19)	5億円以上	6億円未満	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
(20)	4億円以上	5億円未満	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
(21)	3億円以上	4億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
(22)	2億5,000万円以上	3億円未満	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
(23)	2億円以上	2億5,000万円未満	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
(24)	1億5,000万円以上	2億円未満	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
(25)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
(26)	1億円以上	1億2,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
(27)	8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
(28)	6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
(29)	5,000万円以上	6,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(30)	4,000万円以上	5,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(31)	3,000万円以上	4,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
(32)	2,500万円以上	3,000万円未満	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
(33)	2,000万円以上	2,500万円未満	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
(34)	1,500万円以上	2,000万円未満	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
(35)	1,200万円以上	1,500万円未満	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
(36)	1,000万円以上	1,200万円未満	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
(37)	1,000万円未満		$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

[3] Y (経営状況分析)

■経営状況の評点

▼Yの評点は、以下の経営状況分析の8指標の数値をもとに『経営状況点数(A)』の算式によって算出した点数を『経営状況の評点(Y)』の算式に当てはめて求める。

(表4) 経営状況分析の8指標

属性	記号	経営状況分析の指標 〔()内はY評点への寄与度〕	算出式	上限値	下限値
負債 抵抗力	X1	純支払利息比率 (29.9%)	(支払利息－受取利息配当金)／売上高×100	5.1 %	－0.3 %
	X2	負債回転期間 (11.4%)	(流動負債＋固定負債)／(売上高÷12)	18.0 ヵ月	0.9 ヵ月
収益性 ・効率性	X3	総資本売上総利益率 (21.4%)	売上総利益／※総資本(2期平均)×100	63.6 %	6.5 %
	X4	売上高経常利益率 (5.7%)	経常利益／売上高×100	5.1 %	－8.5 %
財務 健全性	X5	自己資本対固定資産比率 (6.8%)	自己資本／固定資産×100	350.0 %	－76.5 %
	X6	自己資本比率 (14.6%)	自己資本／総資本×100	68.5 %	－68.6 %
絶対的 力量	X7	営業キャッシュ・フロー (5.7%)	営業キャッシュ・フロー／1億※(2年平均)	15.0 億円	－10.0 億円
	X8	利益剰余金 (4.4%)	利益剰余金／1億	100.0 億円	－3.0 億円

注)

- ・X₁及びX₂については、数値が小さいほど評点に対してプラスの影響を及ぼす指標。
- ・X₃については、総資本を2期平均とし、さらにその平均の額が3000万円未満の場合は3000万円とみなして計算する。また、個人の場合は、売上総利益を完成工事総利益と読み替える。
- ・X₄について、個人の場合は、経常利益を事業主利益と読み替える。
- ・X₇については、営業キャッシュ・フローの額を1億で除した数値の2年平均とする。

【営業キャッシュ・フローの計算】

営業キャッシュ・フロー = 経常利益＋減価償却実施額－法人税、住民税及び事業税 ± 引当金(貸倒引当金)増減額 ± 売掛債権(受取手形＋完成工事未収入金)増減額 ± 仕入債務(支払手形＋工事未払金)増減額 ± 棚卸資産(未成工事支出金＋材料貯蔵品)増減額 ± 受入金(未成工事受入金)増減額

- ・X₈について、個人の場合は、利益剰余金を純資産合計と読み替える。
- ・X₁～X₈の数値について、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{○経営状況点数(A)} = -0.4650 \times X_1 - 0.0508 \times X_2 + 0.0264 \times X_3 + 0.0277 \times X_4 + 0.0011 \times X_5 + 0.0089 \times X_6 + 0.0818 \times X_7 + 0.0172 \times X_8 + 0.1906$$

※小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{○経営状況の評点(Y)} = 167.3 \times A + 583 \quad (\text{最高点 1595 点, 最低点 0 点})$$

※小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。

〔4〕 Z（技術職員数及び元請完成工事高）

■許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の評点

▼Zの評点は、技術職員の数（Z₁）に5分の4を乗じたものと元請完成工事高の点数（Z₂）に5分の1を乗じたものの合計（小数点以下切り捨て）として求める。

計算式：Z評点 = { 技術職員の数（Z₁）× 0.8 } + { 元請完成工事高の点数（Z₂）× 0.2 }

注）評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

（1）技術職員の数（Z₁）

▼技術職員の数（Z₁）は、許可を受けた建設業の種類毎に次の算式により「技術職員数値」を算出し、当該数値を以下のテーブル表に当てはめて求める。

技術職員数値 = 1級監理受講者数 × 6 + 1級技術者数 × 5 + 監理技術者補佐 × 4 + 基幹技能者数 × 3 + 2級技術者数 × 2 + その他技術者数 × 1

※1級監理受講者とは、1級技術者であって、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けているもの（ただし、直前5年以内に講習を受講したものに限り）。

※基幹技能者は、登録基幹技能者講習を修了したもの。

▼ただし、1人の職員につき技術職員として申請できるのは、2業種まで。

（表 5）

区分	技術職員数値		点数
(1)	15,500以上		2335
(2)	11,930以上	15,500未満	62 × (技術職員数値) ÷ 3,570 + 2,065
(3)	9,180以上	11,930未満	63 × (技術職員数値) ÷ 2,750 + 1,998
(4)	7,060以上	9,180未満	62 × (技術職員数値) ÷ 2,120 + 1,939
(5)	5,430以上	7,060未満	62 × (技術職員数値) ÷ 1,630 + 1,876
(6)	4,180以上	5,430未満	63 × (技術職員数値) ÷ 1,250 + 1,808
(7)	3,210以上	4,180未満	63 × (技術職員数値) ÷ 970 + 1,747
(8)	2,470以上	3,210未満	62 × (技術職員数値) ÷ 740 + 1,686
(9)	1,900以上	2,470未満	62 × (技術職員数値) ÷ 570 + 1,624
(10)	1,460以上	1,900未満	63 × (技術職員数値) ÷ 440 + 1,558
(11)	1,130以上	1,460未満	63 × (技術職員数値) ÷ 330 + 1,488
(12)	870以上	1,130未満	62 × (技術職員数値) ÷ 260 + 1,434
(13)	670以上	870未満	63 × (技術職員数値) ÷ 200 + 1,367
(14)	510以上	670未満	62 × (技術職員数値) ÷ 160 + 1,318
(15)	390以上	510未満	63 × (技術職員数値) ÷ 120 + 1,247
(16)	300以上	390未満	62 × (技術職員数値) ÷ 90 + 1,183
(17)	230以上	300未満	63 × (技術職員数値) ÷ 70 + 1,119
(18)	180以上	230未満	62 × (技術職員数値) ÷ 50 + 1,040
(19)	140以上	180未満	62 × (技術職員数値) ÷ 40 + 984
(20)	110以上	140未満	63 × (技術職員数値) ÷ 30 + 907
(21)	85以上	110未満	63 × (技術職員数値) ÷ 25 + 860
(22)	65以上	85未満	62 × (技術職員数値) ÷ 20 + 810
(23)	50以上	65未満	62 × (技術職員数値) ÷ 15 + 742
(24)	40以上	50未満	63 × (技術職員数値) ÷ 10 + 633
(25)	30以上	40未満	63 × (技術職員数値) ÷ 10 + 633
(26)	20以上	30未満	62 × (技術職員数値) ÷ 10 + 636
(27)	15以上	20未満	63 × (技術職員数値) ÷ 5 + 508
(28)	10以上	15未満	62 × (技術職員数値) ÷ 5 + 511
(29)	5以上	10未満	63 × (技術職員数値) ÷ 5 + 509
(30)		5未満	62 × (技術職員数値) ÷ 5 + 510

注）点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(2)元請完成工事高(Z₂)

▼元請完成工事高の点数(Z₂)は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均元請完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、直前2年平均又は直前3年平均の選択については、X₁(完成工事高)の方法と同一でなければならない。

(表6)

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別 年間平均元請完成工事高	点数
(1)	1,000億円以上	2,865
(2)	800億円以上 1,000億円未満	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
(3)	600億円以上 800億円未満	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
(4)	500億円以上 600億円未満	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
(5)	400億円以上 500億円未満	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
(6)	300億円以上 400億円未満	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
(7)	250億円以上 300億円未満	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
(8)	200億円以上 250億円未満	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
(9)	150億円以上 200億円未満	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
(10)	120億円以上 150億円未満	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
(11)	100億円以上 120億円未満	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
(12)	80億円以上 100億円未満	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
(13)	60億円以上 80億円未満	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
(14)	50億円以上 60億円未満	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
(15)	40億円以上 50億円未満	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
(16)	30億円以上 40億円未満	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
(17)	25億円以上 30億円未満	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
(18)	20億円以上 25億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
(19)	15億円以上 20億円未満	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
(20)	12億円以上 15億円未満	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
(21)	10億円以上 12億円未満	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
(22)	8億円以上 10億円未満	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
(23)	6億円以上 8億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
(24)	5億円以上 6億円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
(25)	4億円以上 5億円未満	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
(26)	3億円以上 4億円未満	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
(27)	2億5,000万円以上 3億円未満	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
(28)	2億円以上 2億5,000万円未満	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
(29)	1億5,000万円以上 2億円未満	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$
(30)	1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
(31)	1億円以上 1億2,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
(32)	8,000万円以上 1億円未満	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
(33)	6,000万円以上 8,000万円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
(34)	5,000万円以上 6,000万円未満	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
(35)	4,000万円以上 5,000万円未満	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
(36)	3,000万円以上 4,000万円未満	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$
(37)	2,500万円以上 3,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
(38)	2,000万円以上 2,500万円未満	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
(39)	1,500万円以上 2,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$
(40)	1,200万円以上 1,500万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$
(41)	1,000万円以上 1,200万円未満	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$
(42)	1,000万円未満	$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

〔5〕 W（その他社会性等）

■その他の審査項目（社会性等）の評点

▼Wの評点は、次のW1からW8の合計点数に「10×175/200」を乗じた数値として求める。

- 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組状況（W₁）
- 建設業の営業継続の状況（W₂）
- 防災活動への貢献の状況（W₃）
- 法令遵守の状況（W₄）
- 建設業の経理の状況（W₅）
- 研究開発費の状況（W₆）
- 建設機械の保有状況（W₇）
- 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証または登録の状況（W₈）

● 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組状況（W1）

▼建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組状況は、いかにより求める。

計算式：建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組状況（W1）

【加点評価される場合】

表7-1

A	建設業退職金共済制度加入の有無	15
	退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	15
	法定外労働災害補償制度加入の有無	15
	若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況（I）	2
	知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況（II）	10
	ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（III）	5
	建設工事に従事する者の就業規則を蓄積するために必要な措置の実施状況（IV）	10
	「建設技能者を大切にす企業自主宣言制度」の宣言の有無（V）	5

（I）若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

▼若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況については、審査基準日時点における技術職員名簿に記載された若年技術職員の人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した値が0.15以上である場合に、以下のテーブル表に基づき求める。

▼新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、審査基準日において、若年技術職員のうち審査対象年において新規に技術職員となった人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した値が0.01以上である場合に、以下のテーブル表に基づき求める。

▼新規に技術職員となった人数については、技術職員名簿に記載された技術職員のうち、前回の経営規模等評価を受けた際の審査基準日（以下「前審査基準日」という。）における技術職員名簿に記載されておらず、新規に技術職員名簿に記載された35歳未満の者の数を確認することをもって審査することとする。ただし、前年の経営規模等評価を受けていない場合、事業年度の変更を行った場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合又は建設業を譲り受けた場合等、前審査基準日が審査基準日の前年同日でない場合、その他審査対象年における新規の技術職員を判断するに当たって比較可能な技術職員名簿が存在しない場合には、審査対象年内に新規に技術職員となったことが明らかである者について評価することとする。

表8-1

若年技術者の組織的な育成及び確保		点数
(1)	該当	1
(2)	非該当	0

表8-2

新規若年技術者の育成及び確保		点数
(1)	該当	1
(2)	非該当	0

(II) 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

▼知識及び技術又は技術の向上に関する取組の状況の点数は、以下の算式に基づいて算出した数字を以下のテーブル表に基づき求める。

$$\text{計算式：} \frac{Z_1}{Z_1 + Z_2} \times Z_3 + \frac{Z_2}{Z_1 + Z_2} \times Z_4$$

Z₁の数値は、技術者数。

技術者数は監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級及び二級技士補の数の合計とする。

Z₂の数値は、技能者数。

技能者数は、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者とする。(但し、主任技術者や監理技術者として管理に係る業務のみに従事する者を除く。)

Z₃の数値は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前1年間に技術者が取得したCPD単位数の合計値を技術者数で除した数値が3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。

Z₄の数値は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に能力評価基準により受けた評価の区分が審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数を、技能者数から審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数(控除対象者数)を除いた数で除した数値を百分率で表した数値が1.5%未満の場合は0、1.5%以上3%未満の場合は1、3%以上4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、6%以上7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%未満の場合は5、9%以上10.5%未満の場合は6、10.5%以上12%未満の場合は7、12%以上13.5%未満の場合は8、13.5%以上15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。

なお、能力評価基準により評価を受けていない者については、最も低位の区分に評価されているものとする。

また、技能者数から控除対象者数を除いた数値が0である場合、Z₄の数値は0とする。

表9

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況		点数
(1)	10	10
(2)	9以上10未満	9
(3)	8以上9未満	8
(4)	7以上8未満	7
(5)	6以上7未満	6
(6)	5以上6未満	5
(7)	4以上5未満	4
(8)	3以上4未満	3
(9)	2以上1未満	2
(10)	1以上2未満	1
(11)	1未満	0

(Ⅲ) ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

▼ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況については、審査基準日以前に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づくえるぼし認定（第1段階）、えるぼし認定（第2段階）、えるぼし認定（第3段階）若しくはプラチナえるぼし認定、次世代育成支援対策推進法に基づくくるみ認定、トライくるみ認定若しくはプラチナくるみ認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得しており、かつ、審査基準日において、認定取消又は事態がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められていることが確認できる場合に加点する。

なお、複数の認定を取得している場合は、最も点数の高いものを評価する。

表10

ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況		点数
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし（第3段階）	4
	えるぼし（第2段階）	3
	えるぼし（第1段階）	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみ	5
	くるみ	3
	トライくるみ	3
若年雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4
無		0

(Ⅳ) 建設工事に従事する者の就業規則を蓄積するために必要な措置の実施状況

▼建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況については、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った（1）に掲げる審査対象工事において、（2）に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施しており、かつ、別記様式第6号に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書を提出する場合に加点して審査する。

（1）審査対象工事とは、建設行法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事、防災協定に基づき行う災害応急対策もしくはすでに締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策以外の日本国内における全ての建設工事をいう。

（2）建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは建設キャリアアップシステムにおける現場契約情報の作成及び登録を実施しており、かつ、建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステムへの直接入力によらない方法で建設キャリアアップシステム上に就業入り歴を蓄積できる体制を整備することをいう。

ただし、審査基準日1年のうちに、（1）に掲げる審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には加点対象としないものとする。

表11

建設工事に従事する者の就業規則を蓄積するために必要な措置の実施状況		点数
(1)	民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施	10
(2)	全ての公共工事で該当措置を実施	5
(3)	上記以外	0

(Ⅴ) 「建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度」の宣言の有無

▼「建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度」の宣言の有無については、審査基準日以前に建設技能者を大切にす企業の自主宣言を行い、かつ、様式第7号「建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度」に関する誓約書を提出する場合に加点して審査する。なお、宣言立場が「元請事業者」又は「下請事業者」の場合のみ加点とし「発注者」の立場での宣言は加点対象外とする。

表12

「建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度」の宣言の有無		点数
(1)	有	5
(2)	無	0

● 建設業の営業継続の状況 (W₂)

(1) 営業年数

▼建設業の営業年数の点数(W₂)は、建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼平成23年4月1日以降の申し立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた時より起算するものとする。

▼ただし、営業休止期間は営業年数から控除しなければならない。

表13

	営業年数	点数		営業年数	点数
(1)	35年以上	60	(17)	19年	28
(2)	34年	58	(18)	18年	26
(3)	33年	56	(19)	17年	24
(4)	32年	54	(20)	16年	22
(5)	31年	52	(21)	15年	20
(6)	30年	50	(22)	14年	18
(7)	29年	48	(23)	13年	16
(8)	28年	46	(24)	12年	14
(9)	27年	44	(25)	11年	12
(10)	26年	42	(26)	10年	10
(11)	25年	40	(27)	9年	8
(12)	24年	38	(28)	8年	6
(13)	23年	36	(29)	7年	4
(14)	22年	34	(30)	6年	2
(15)	21年	32	(31)	5年以下	0
(16)	20年	30			

(2) 民事再生法又は会社更生法の適用の有無

▼平成23年4月1日以降の申し立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合に、民事再生法又は会社更生法の適用有りとして減点して審査するものとする。

表14

民事再生法又は会社更生法の適用の有無		点数
(1)	無	0
(2)	有	-60

● 防災活動への貢献の状況 (W₃)

▼防災協定締結の有無の点数(W₃)は、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合に20点として求める。

表15

防災協定の有無		点数
(1)	有	20
(2)	無	0

● 法令遵守の状況 (W4)

▼法令遵守の状況の点数 (W4) は、審査対象年に建設業法第28条の規定により指示され、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、以下のテーブル表に基づき求める。

表16

法令遵守の状況		点数
(1)	無	0
(2)	指示をされた場合	-15
(3)	営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

● 建設業の経理の状況 (W5)

▼建設業の経理の状況の点数 (W5) は、監査の受審状況 (1) 及び公認会計士等数 (2) の点数の合計として求める。

計算式：監査の受審状況の点数 (1) + 公認会計士等数の点数 (2)

▼監査受審状況の点数 (1) は、以下の区分のいずれかの場合に加点する。

表17

監査の受審状況		点数
(1)	会計監査人の設置	20
(2)	会計参与の設置	10
(3)	経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
(4)	無	0

注) 区分 (3) の場合に確認・署名する経理実務責任者は、告示第一の四の五の (二) のイに規定する公認会計士等 (登録経理試験1級合格者含む) である。

▼公認会計士等数の点数 (2) は、次の算式により「公認会計士等数値」を算出し、以下のテーブル表に当てはめて求める。

計算式：公認会計士等の数 (登録経理試験1級合格者等を含む) × 1
+ 登録経理試験2級合格者等の数 × 0.4

表18

項目区分 年間平均完成工事高 点数	公認会計士等数値					
	(1) 10点	(2) 8点	(3) 6点	(4) 4点	(5) 2点	(6) 0点
600億円以上	13.6 以上	10.8 以上 13.6 未満	7.2 以上 10.8 未満	5.2 以上 7.2 未満	2.8 以上 5.2 未満	2.8 未満
150億円以上 600億未満	8.8 以上	6.8 以上 8.8 未満	4.8 以上 6.8 未満	2.8 以上 4.8 未満	1.6 以上 2.8 未満	1.6 未満
40億円以上 150億円未満	4.4 以上	3.2 以上 4.4 未満	2.4 以上 3.2 未満	1.2 以上 2.4 未満	0.8 以上 1.2 未満	0.8 未満
10億円以上 40億円未満	2.4 以上	1.6 以上 2.4 未満	1.2 以上 1.6 未満	0.8 以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満	0.4 未満
1億円以上 10億円未満	1.2 以上	0.8 以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満	-	-	0
1億円未満	0.4 以上	-	-	-	-	0

● 研究開発費の状況 (W₆)

▼研究開発の状況の点数 (W₆) は、研究開発費の額の平均の額を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限る。

表19

	平均研究開発費の額		点数
(1)	100 億円以上		25
(2)	75 億円以上	100 億円以上	24
(3)	50 億円以上	75 億円以上	23
(4)	30 億円以上	50 億円以上	22
(5)	20 億円以上	30 億円以上	21
(6)	19 億円以上	20 億円以上	20
(7)	18 億円以上	19 億円以上	19
(8)	17 億円以上	18 億円以上	18
(9)	16 億円以上	17 億円以上	17
(10)	15 億円以上	16 億円以上	16
(11)	14 億円以上	15 億円以上	15
(12)	13 億円以上	14 億円以上	14
(13)	12 億円以上	13 億円以上	13
(14)	11 億円以上	12 億円以上	12
(15)	10 億円以上	11 億円以上	11
(16)	9 億円以上	10 億円以上	10
(17)	8 億円以上	9 億円以上	9
(18)	7 億円以上	8 億円以上	8
(19)	6 億円以上	7 億円以上	7
(20)	5 億円以上	6 億円以上	6
(21)	4 億円以上	5 億円以上	5
(22)	3 億円以上	4 億円以上	4
(23)	2 億円以上	3 億円以上	3
(24)	1 億円以上	2 億円以上	2
(25)	5,000 万円以上	1 億円以上	1
(26)		5,000 万円未満	0

● 建設機械の保有状況 (W₇)

▼建設機械とは、建設機械抵当法施行令別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの、自動車検査証の車体の形状欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締め固めよう機械及び同表第6号に掲げる解体用機械をいうものである。

▼建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7ヶ月以上の試用期間が定められているリース契約を締結しており、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締め固めよう機械、不整地運搬車及び解体用機械については労働安全衛生法第45条第2項に規定する特定自主検査、ダンプ車及びアスファルト・フィニッシャについては道路運送車両法第58条第1項に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第38条第1項に規定する製造時等検査又は同法第41条第2項に規定する性能検査が行われている場合に、その合計台数を以下のテーブル表に当てはめて求める。

表20

	建設機械の所有及びリース台数	点数
(1)	15台以上	15
(2)	14台	15
(3)	13台	14
(4)	12台	14
(5)	11台	13
(6)	10台	13
(7)	9台	12
(8)	8台	12
(9)	7台	11
(10)	6台	10
(11)	5台	9
(12)	4台	8
(13)	3台	7
(14)	2台	6
(15)	1台	5
(16)	0台	0

● 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証または登録の状況 (W₈)

▼国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況については、審査基準日において、一般財団法人持続性推進機構によってエコアクション21の認証を受けている場合又は財団法人日本適合性認定協会もしくは同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査期間によって国際標準化機構第9001号 (ISO9001) 若しくは第14001号 (ISO14001) の規格による登録を受けている場合に以下のテーブル表に基づき求める。

▼認証範囲に建設業が含まれていない婆及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合には、加点対象としないものとする。

表21

	監査の受審状況	点数
(1)	第9001号 及び 第14001号	10
(2)	第9001号 及び エコアクション21	8
(3)	第9001号	5
(4)	第14001号	5
(5)	エコアクション21	3
(6)	無	0

◎ 総合評定値自己計算表

<p>X₁</p>	<p>工事種類別年間平均完成 工事高（許可業種別）</p>	<p>業種別年間平均完成工事高（千円） → 表1にあてはめて X₁ = <input type="text"/> 点 (2年平均か3年平均)</p>
<p>X₂</p>	<p>自己資本額及び利益額</p>	<p>・自己資本の点数（X₂1） 自己資本額（千円） → 表2にあてはめて <input type="text"/> 点 ① ・利益額の点数（X₂2） → 表3にあてはめて <input type="text"/> 点 ② ①+②÷2 → X₂ = <input type="text"/> 点</p>
<p>Y</p>	<p>経営状況分析</p>	<p>経営状況分析評点 Y = <input type="text"/> 点</p>
<p>Z</p>	<p>技術職員及び工事種類別 年間平均元請完成工事高 (許可業種別)</p>	<p>・業種別技術職員の点数 [7] 主な有資格区分コード表から 6点（1級監理受講）× <input type="text"/> 人 + 5点（1級）× <input type="text"/> 人 + 4点（監理補佐）× <input type="text"/> 人 + 3点（基幹）× <input type="text"/> 人 + 2点（2級）× <input type="text"/> 人 + 1点（その他）× <input type="text"/> 人 → 表5にあてはめて <input type="text"/> 点 ① ・業種別年間平均元請完成工事高（千円） → 表6にあてはめて <input type="text"/> 点 ② (2年平均か3年平均) ①×0.8+②×0.2 → Z = <input type="text"/> 点</p>
<p>W</p>	<p>その他の審査項目 (社会性等)</p>	<p>●建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組状況 建退共 <input type="text"/> + 退職金 <input type="text"/> + 法定外 <input type="text"/> → 表7-1にあてはめて <input type="text"/> 点 イ (若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況) → 表8-1、表8-2にあてはめて <input type="text"/> 点 ロ (知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況) → 表9にあてはめて <input type="text"/> 点 ハ (ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況) → 表10にあてはめて <input type="text"/> 点 ニ (建設工事に従事する者の就業規則を蓄積するために必要な措置の実施状況) → 表11にあてはめて <input type="text"/> 点 ホ (「建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度」の宣言の有無) → 表12にあてはめて <input type="text"/> 点 ヘ イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ = <input type="text"/> 点 ①</p>

W	その他の審査項目 (社会性等)	<p>● 建設業の営業継続の状況 営業年数 <input type="text"/> 年 → 表13にあてはめて <input type="text"/> 点 イ</p> <p>民事再生法または会社更生法の摘要の有無 → 表14にあてはめて <input type="text"/> 点 □ イ+□ = <input type="text"/> 点 ②</p> <p>● 防災活動への貢献の状況 → 表15にあてはめて <input type="text"/> 点 ③</p> <p>● 法令遵守の状況 → 表16にあてはめて <input type="text"/> 点 ④</p> <p>● 建設業の経理の状況 監査の受審状況 → 表17にあてはめて <input type="text"/> 点 イ 1級 <input type="text"/> 人×1+2級 <input type="text"/> 人×0.4= <input type="text"/> → 表18にあてはめて <input type="text"/> 点 □ イ+□ = <input type="text"/> 点 ⑤</p> <p>● 研究開発費の状況 研究開発費 <input type="text"/> 千円(2期平均) → 表19にあてはめて <input type="text"/> 点 ⑥</p> <p>● 建設機械の保有状況 保有台数 <input type="text"/> 台 → 表20にあてはめて <input type="text"/> 点 ⑦</p> <p>● 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証または登録の状況 → 表21にあてはめて <input type="text"/> 点 ⑧</p> <p>①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧ W= <input type="text"/> 点</p>
P	総合評定値	$0.25X_1()+0.15X_2()+0.20Y()+0.25Z()+0.15W()$ P= <input type="text"/> 点